

令和4年度

第二次補正予算案の主要施策集



【計数整理の結果、異同を生ずることがある。】

目次

I.賃上げ、人への投資、成長分野への労働移動とそれを支える雇用保険財政の安定化（「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ）等・・・2

- 最低賃金引上げへの対応を支援するための業務改善助成金の拡充・・・2
- 生産性向上に向けた取組を支援する働き方改革推進支援助成金の拡充・・・3
- 企業内における事業展開等に伴う労働者のスキル習得を支援する人材開発支援助成金（事業展開等リスティング支援コース（仮称））の創設・・・4
- キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の処遇改善・・・5
- 特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）を活用した就職困難者の人材育成の推進・・・6
- 賃金上昇につながるスキルアップを目的とした在籍型出向を支援する産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース（仮称））の創設・・・7
- 賃金上昇を伴う早期再就職を支援する労働移動支援助成金の見直し・・・8
- 賃金上昇を伴う中高年齢者の中途採用の拡大を支援する中途採用等支援助成金の見直し・・・9
- 同一労働同一賃金の徹底・・・10
- 雇用保険財政の安定・・・11
- 産業保健関係助成金を活用した労働者の健康促進支援・・・12
- 介護福祉士修学資金等貸付事業による人材の確保・・・13
- 介護等の職員の待遇改善に向けた業務効率化や負担軽減の推進・・・14

II.新型コロナウイルス感染症対策及びコロナ禍の影響を受けた方への支援等・・・20

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による支援・・・20
- 新型コロナワクチンの接種体制の確保・・・21
- 新型コロナワクチンの確保・・・22
- 感染拡大に備えた抗原定性検査キットの確保・・・23
- 水際対策を着実に実施するための検疫体制の確保・・・24
- 感染症拡大等に備えた医療用物資の備蓄・・・25
- 新型コロナウイルス感染症療養患者への薬剤交付支援・・・26
- プレパンデミックワクチンの備蓄等感染症対策の強化・・・27
- COVAXファシリティ（ワクチン共同購入制度）等への拠出・・・28
- 海外依存度の高い抗菌薬原薬等の国内製造体制構築の支援・・・32

- 生活衛生関係事業者の経営改善に向けた支援等・・・33
- 小学校休業等対応助成金・支援金による保護者の休暇取得支援・・・38
- 雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援・・・39

III.医療・介護分野のDXの推進、科学技術力向上・イノベーションの実現・・・41

- マイナンバーカードと健康保険証等の一体化に向けた取組（オンライン資格確認の用途拡大等の推進）・・・41
- 医療情報等の共有基盤となる全国医療情報プラットフォームの創設・・・46
- 電子処方箋の安全かつ正確な運用に向けた環境整備・保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI）の普及・・・48
- 整合的かつ効率的な審査支払機能の運用に向けた国保総合システムの整備・・・50
- 予防接種事務デジタル化等のための環境整備・・・51
- 全ゲノム解析等実行計画2022の推進・・・52
- 遺伝子治療の実用化促進のための支援や臨床研究データベースの拡充・・・53
- 感染症の治療薬等に関する研究開発支援やウィズコロナの新たな段階への移行に向けた政策研究の推進・・・56

IV.子ども・子育て支援等・・・59

- 妊婦・低年齢児の親への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施・・・59
- 「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進・・・60
- 「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備・・・61
- 放課後児童クラブの受け皿整備・放課後子供教室との連携推進・・・62
- こどもの居場所づくりに関するモデル事業の実施・・・64
- ひとり親家庭等の子どもの食事等支援・・・65
- HPVワクチンの相談支援体制・医療体制の強化・・・66

V.安心できる暮らしと包摂社会の実現・・・67

- 自治体、NPO等による生活困窮者支援・自殺対策の取組等への支援・・・67
- 水道施設、医療施設、社会福祉施設等の耐災害性強化、災害復旧への支援等・・・71

【○最低賃金引上げへの対応を支援するための業務改善助成金の拡充】

令和4年度第二次補正予算案 100億円

労働基準局賃金課
(内線5348)

施策名:業務改善助成金の拡充(事業場内最低賃金引上げのための助成)

① 施策の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
○			

③ 施策の概要

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【助成対象】

- ・中小企業事業者であること
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること

【助成率】 ()内は生産性要件を満たした事業場の場合

870円未満	870円以上920円未満	920円以上
9/10	4/5(9/10)	3/4(4/5)

【拡充内容】

- ①[助成上限額]: 特に最賃引上げが困難と考えられる「**事業場規模30人未満の事業者**」に対して、助成上限額を引上げ
- ②[助成対象経費]: **特例事業者の助成対象経費を拡充**
- ③**事業場規模を100人以下とする要件を廃止**

【実施主体等】



①【助成上限額】(事業場規模30人未満の事業者が対象)

(単位:万円)

引き上げる労働者数	引上げ額			
	30円	45円	60円	90円
1人	30→60	45→80	60→110	90→170
2~3人	50→90	70→110	90→160	150→240
4~6人	70→100	100→140	150→190	270→290
7人以上	100→120	150→160	230	450
10人以上(※)	120→130	180	300	600

(※)事業場内最低賃金が920円未満の事業者、コロナの影響により売上高等が15%減少した事業者又は物価高騰等により利益率が3%ポイント以上低下した事業者のいずれか

②【特例事業者の助成対象経費の拡充】

拡充	特例対象事業場	対象経費
	コロナの影響により売上高等が15%以上減少した事業場 又は 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が3%ポイント以上低下した事業場	定員7人以上又は200万円以下の自動車、貨物自動車、パソコン等の端末及び周辺機器 + 「関連する経費」

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生産性向上に向けた設備投資などの費用を助成し、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備することで、経済の好循環の実現を図る。

【○生産性向上に向けた取組を支援する働き方改革推進支援助成金の拡充】

令和4年度第二次補正予算案 28億円
 ※労働特会(労災) 28億円

労働基準局
 労働条件政策課
 (内線5524)

施策名：働き方改革推進支援助成金の拡充（「賃上げ加算」の増額）

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
○		○	

① 施策の目的

賃金の引上げに向けた企業の取組を促すため、賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

③ 施策の概要

労働時間の削減に取り組む中小企業・小規模事業者に対して生産性向上に向けた設備投資などの取組費用の一部を助成し、さらに賃上げを行った場合に助成上限額を加算する「賃上げ加算」を増額する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

	令和4年度		令和4年度補正予算
コース	成果目標	助成上限額	賃上げ加算
労働時間短縮・年休促進支援コース	以下のいずれかの取組を1つ以上実施 ①月60時間超の36協定の見直し ②年休の計画的付与制度の導入 ③時間単位の年休の整備 ④特別休暇の整備	成果目標の達成状況に応じて ①：150万円 ②：50万円 ③：25万円 ④：25万円	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">拡充</p> <p>賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて、助成金の上限額を更に15万円～最大150万円加算（5%以上の場合は、24万円～最大240万円加算）</p> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">※赤字が変更箇所 賃金3%以上の引き上げについては助成金の上限額を更に30万円～最大300万円（5%以上の場合は、48万円～最大480万円加算）とする。 ※企業規模30名以下の事業主を対象。その他については従前のとおり。</p>
勤務間インターバル導入コース	助成対象の取組を行い、新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること	インターバル時間に応じ ・9～11時間：80万円 ・11時間以上：100万円	
労働時間適正管理推進コース	以下①から③の全ての取組を実施 ①勤怠・賃金計算等をリンクさせた時間管理システムを採用 ②労務管理書類の5年間保存について就業規則等に規定 ③労働時間適正把握に係る研修	100万円	

【賃上げ加算】※赤字が変更箇所

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%引上げ	15万円⇒30万円	30万円⇒60万円	50万円⇒100万円	1人あたり5万円(上限150万円)⇒1人あたり10万円(上限300万円)
5%引上げ	24万円⇒48万円	48万円⇒96万円	80万円⇒160万円	1人あたり8万円(上限240万円)⇒1人あたり16万円(上限480万円)

※実施主体：都道府県労働局 補助率3/4

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

生産性向上に向けた設備投資などの費用を助成し、賃金を引き上げた事業主に対する「賃上げ加算」を増額することで、成長と分配の経済の好循環の実現を図る。

施策名:人材開発支援助成金「事業展開等リスクリング支援コース(仮称)」の創設

① 施策の目的

企業内における新規事業の立ち上げなどの事業展開等に伴い、新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を行う事業主を強力に支援することにより、事業主による積極的な人材育成を後押しするとともに、多様なスキルを有する人材の創出に資する。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

事業主が雇用する労働者に対して、職務に関連した訓練を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する人材開発支援助成金に、新たに「事業展開等リスクリング支援コース(仮称)」を設置して、企業内における新規事業の立ち上げなどの事業展開等に伴い、事業主が新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に、高率助成を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

コース名	助成内容	助成率・助成額 注()内は中小企業事業主以外		1事業所1年度 あたりの助成限度額
		OFF-JT		
		経費助成	賃金助成	
事業展開等リスクリング支援コース (仮称) 【新設】	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に助成	75(60)%	960(480)円 /時・人	1億円

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を行う事業主を強力に支援することにより、事業主による訓練の実施を喚起し、また、企業内において多様なスキルを有する人材が育成されることにより、企業内人材全体のレベルの底上げが期待され、企業内での労働移動の円滑化が図られる。

【〇キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の処遇改善】

施策名: キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善の推進

① 施策の目的

人的資本への投資の強化の観点から、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化や処遇改善を行う事業主に対して助成を行う。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

非正規雇用労働者が正規雇用労働者に転換等した場合に助成する正社員化コースを拡充するとともに、非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を増額改定させた場合に助成する賃金規定等改定コースを拡充する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

※実施主体は都道府県労働局

正社員化コース

- 人材開発支援助成金における、**自発的職業能力開発訓練**及び**定額制訓練**修了後に正社員化した際の**加算額を引き上げる**。
 有期→正規の場合: 1人あたり加算 **+95,000円** ⇒ **+110,000円** (大企業も同額) 【1人あたり助成額 68万円 (53.75万円)】 ※()は大企業
 無期→正規の場合: 1人あたり加算 **+47,500円** ⇒ **+55,000円** (大企業も同額) 【1人あたり助成額 34万円 (26.875万円)】
- 人材開発支援助成金「**事業展開等リスキング支援コース**」(仮称)における特定の訓練修了後に正社員化した場合を**新たに加算対象とする**。
 (※有期→正規の場合: 1人あたり加算 +95,000円、無期→正規の場合: 1人あたり加算 +47,500円)

賃金規定等改定コース

- 支給要件を見直す(2%以上→**3%以上**)とともに、**5%以上の賃金引き上げを行う場合の助成額を大幅に拡充**する。(見直しに伴い生産性要件は廃止)
- 1事業所あたり1年度1回の申請制限を撤廃する。

現行	賃金引上率	対象人数	2%以上 3%未満	3%以上 5%未満	5%以上	1人あたり 助成額の拡充	拡充後	賃金引上率	3%以上 5%未満	5%以上
	中小企業	1~5人	32,000	46,250	55,750			50,000	65,000	中小企業
	6人以上	28,500	42,750	52,250			大企業	33,000	43,000	
大企業	1~5人	21,000								
	6人以上	19,000								

➤ 令和4年9月までの遡及適用

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

中長期も含めた人への投資強化及び更なる賃上げの促進が期待できる。

【○特定求職者雇用開発助成金(成長分野人材確保・育成コース)

を活用した就職困難者の人材育成の推進】

施策名: 特定求職者雇用開発助成金(成長分野人材確保・育成コース)の見直し

令和4年度第二次補正予算案 制度要求

職業安定局
雇用開発企画課
(内線5785)

① 施策の目的

就職困難者の賃上げを伴う労働移動等の実現に向け、一定の技能を必要とする未経験分野への労働移動を希望する者を雇い入れる事業主に高額助成を行う。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

【現行】(1)成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主に対して、高額助成(通常コースの1.5倍)を行う。

【新規】(2)就労経験のない職業に就くことを希望する就職困難者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、人材育成を行ったうえで賃金引上げを行う事業主に対して、高額助成(通常コースの1.5倍)を行う。

※ 現行の成長分野以外の分野も対象に追加

※ 一定の訓練期間・時間数を満たす訓練を実施する場合に限る。

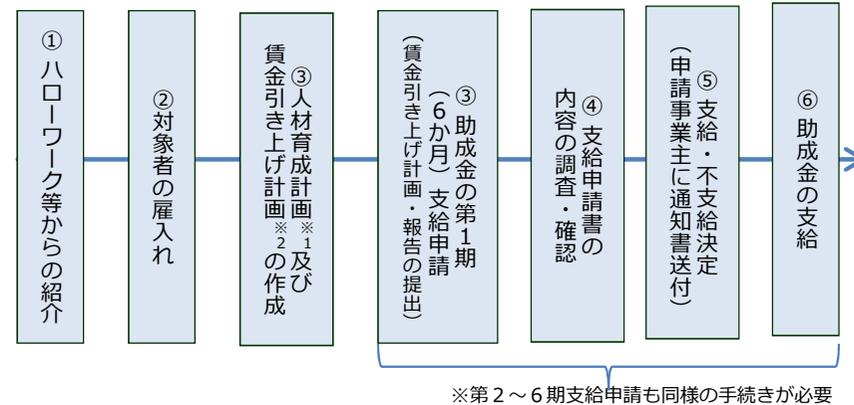
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

対象労働者	支給額
高年齢者(60歳以上65歳未満) 母子家庭の母等 生活保護受給者等 等	45[30]万円×2期 (37.5[22.5]万円×2期)
就職氷河期世代不安定雇用者	45万円×2期 (37.5万円×2期)
65歳以上の高年齢者	52.5[37.5]万円×2期 (45[30]万円×2期)
身体・知的障害者 発達障害者、難治性疾患患者	45[30]万円×4期 (37.5[22.5]万円×2期)
重度障害者等(重度障害者、 45歳以上の障害者、精神障害者)	60[30]万円×6[4]期 (50[22.5]万円×3[2]期)

・[]内は短時間労働者を雇い入れた場合の支給額。

・()内は中小企業以外の企業に対する支給額。

事業スキーム



※1 対象者の雇入れ後、助成対象期間内に訓練を実施することが必要

※2 「賃金引き上げ計画」の計画期間(最大3年)終了後の「報告書」の提出をもって高額支給

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

就職困難者の就労の促進及び処遇の向上

【○賃金上昇につながるスキルアップを目的とした在籍型出向を
支援する産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース(仮称))の創設】
施策名:産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)(仮称)の創設

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

① 施策の目的

労働者のスキルアップを在籍型出向により行う場合に、労働者を送り出す事業主に対して助成することにより在籍型出向を推進し、企業活動を促進するものであり、雇用機会の増大等雇用の安定を図ることを目的とする。

③ 施策の概要

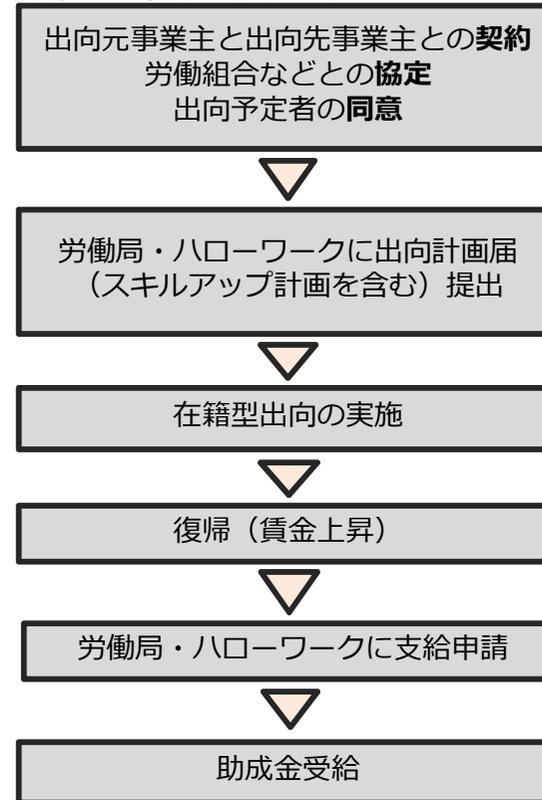
労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比して5%以上上昇させた事業主(出向元)に対し、当該事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○助成内容

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
上限額	8,355円/1人1日当たり (1事業主あたり1,000万円)	
支給対象期間	1か月~1年間	

○助成金支給までの流れ



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

賃金引上げにつながるスキルアップを目的とした在籍型出向の活用が促進される。

【○賃金上昇を伴う早期再就職を支援する労働移動支援助成金の見直し】

施策名：労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の見直し

令和4年度第二次補正予算案 制度要求

職業安定局雇用政策課
労働移動支援室
(内線5787、5878)

① 施策の目的

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者の早期再就職の実現を図るため、当該労働者を早期に雇い入れた事業主に対して助成を行う。

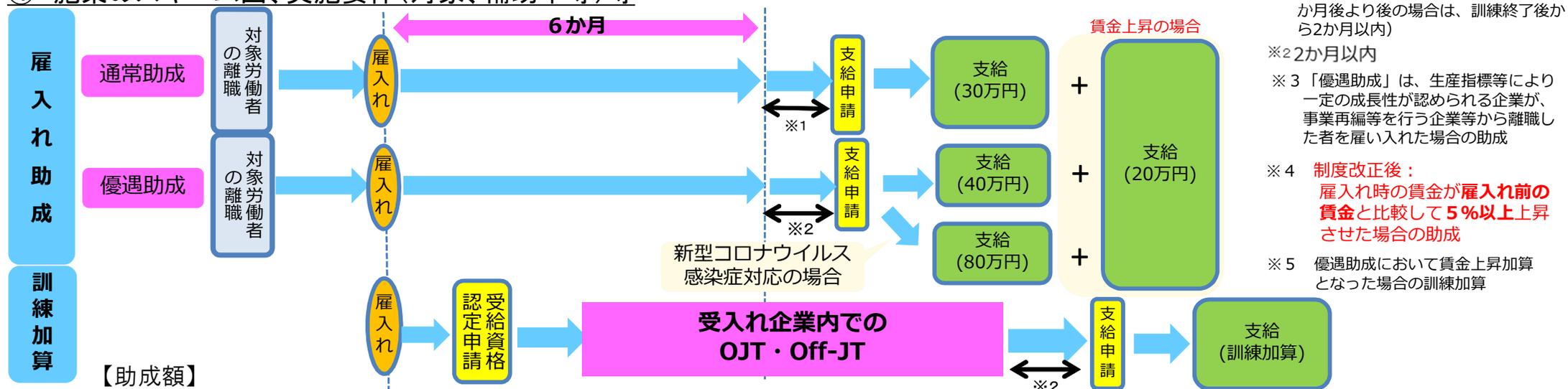
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

離職を余儀なくされた者の早期再就職を支援する労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）について、前職よりも賃金が増える再就職に対して上乗せ助成を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



- ※1 2か月以内（訓練終了が雇入れ日後6か月後より後の場合は、訓練終了後から2か月以内）
- ※2 2か月以内
- ※3 「優遇助成」は、生産指標等により一定の成長性が認められる企業が、事業再編等を行う企業等から離職した者を雇い入れた場合の助成
- ※4 制度改正後：
雇入れ時の賃金が雇入れ前の賃金と比較して5%以上上昇させた場合の助成
- ※5 優遇助成において賃金上昇加算となった場合の訓練加算

【助成額】		通常の助成		優遇助成(※3)		
		30万円		40万円		
雇入れ助成				新型コロナウイルス感染症の影響により離職した45歳以上の者を離職前と異なる業種の事業主が雇い入れた場合に40万円を加算		
		賃金上昇加算(※4) 20万円を加算				
訓練加算	OJT実施助成		800円/時		900円/時(※5 1,000円/時)	
	Off-JT	実施助成	900円/時		1,000円/時(※5 1,100円/時)	
		経費助成	上限30万円		上限40万円(※5 上限50万円)	

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

賃金上昇を伴う労働移動が促進される。

【○賃金上昇を伴う中高年齢者の中途採用の拡大を支援する
中途採用等支援助成金の見直し】
施策名：中途採用等支援助成金(中途採用拡大コース)の見直し

① 施策の目的

中高年齢者等の多様な就労機会の確保や賃金引上げによる分配強化を図るため、中途採用の拡大と賃金上昇等を行う事業主に対して助成し、転職・再就職者の採用機会の拡大を図る。

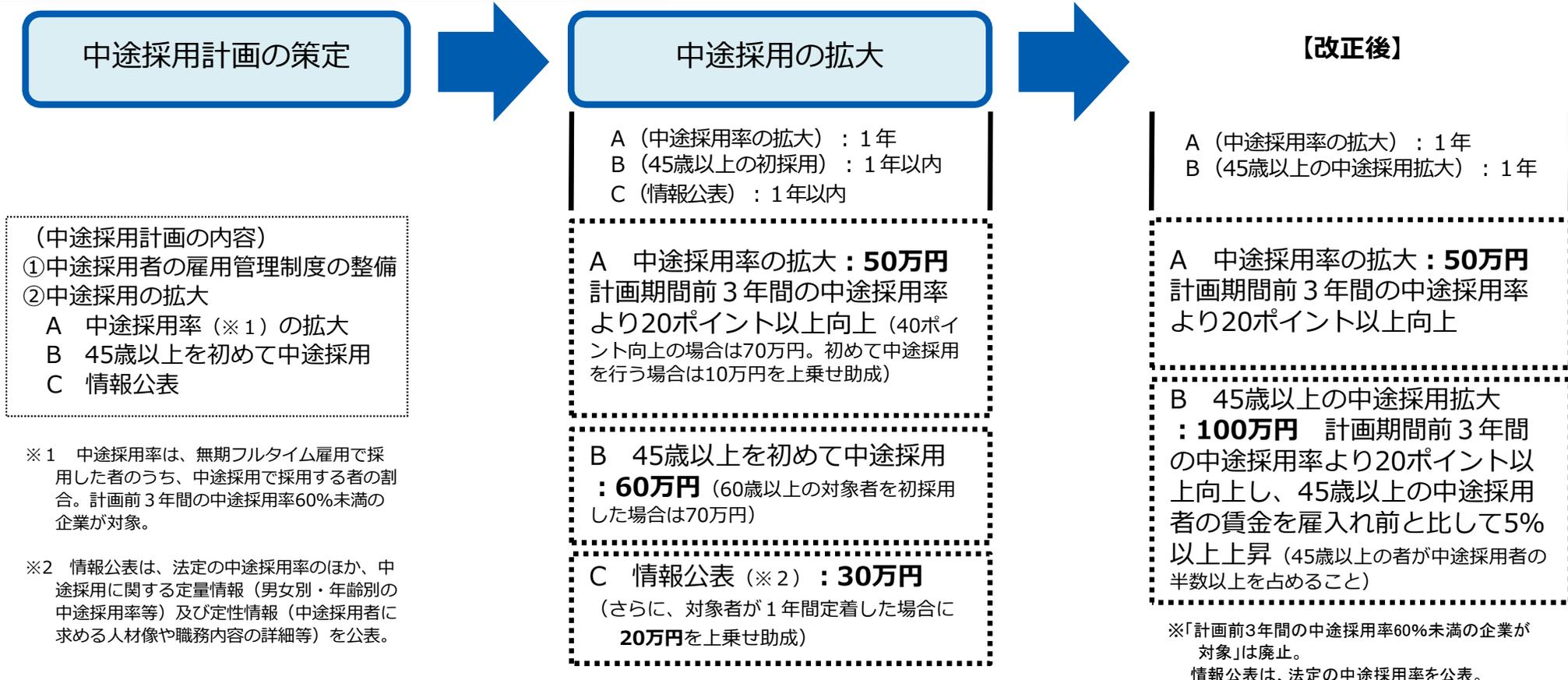
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

中途採用者の拡大について、45歳以上の賃金を前職より引き上げる中途採用を推進するため、要件を追加する見直しを行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

賃金引上げを伴う労働移動が促進される。

① 施策の目的

非正規雇用労働者の待遇改善を図る。

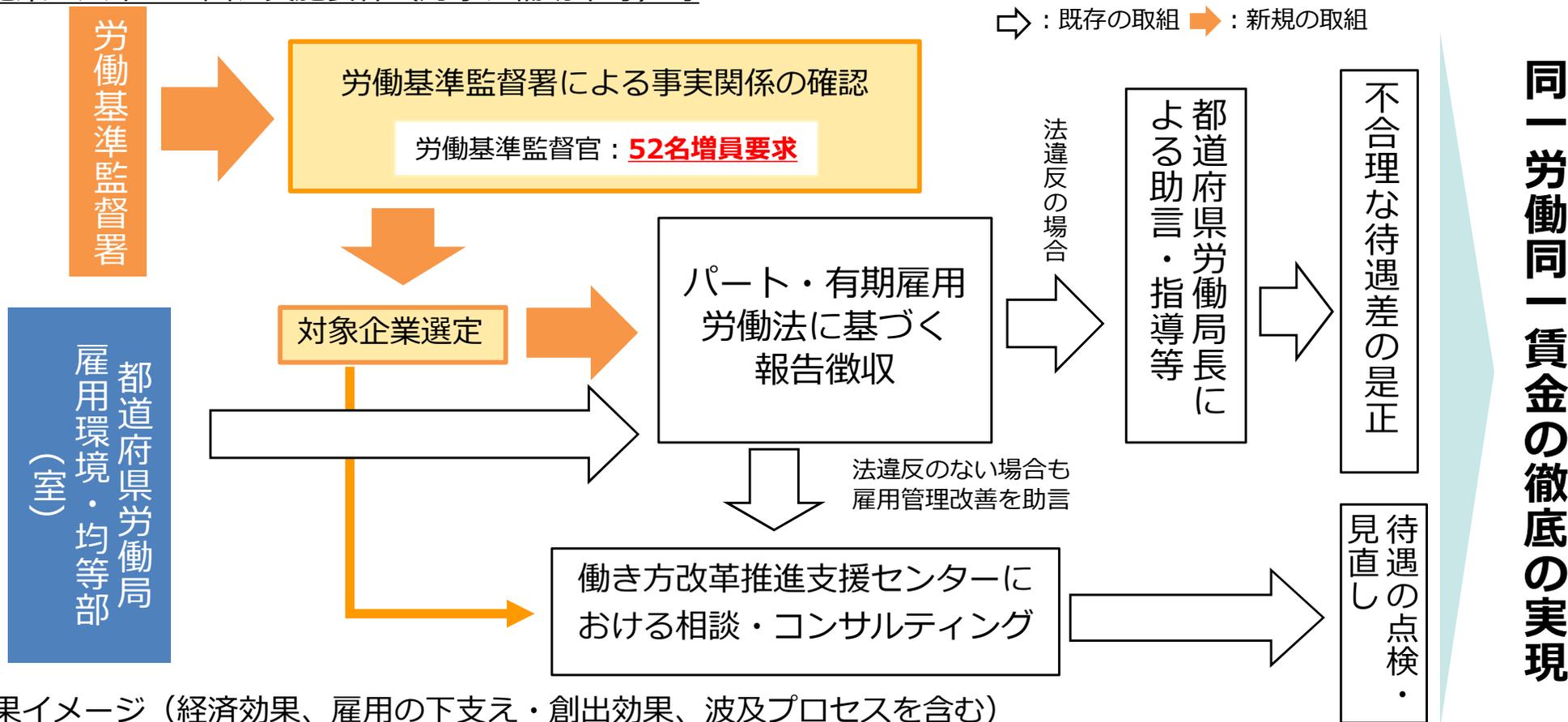
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
○		○	

③ 施策の概要

同一企業内における正規と非正規との不合理な待遇差を禁止する同一労働同一賃金の施行について、労働局が新たに労働基準監督署と連携し、同一労働同一賃金の遵守を徹底するとともに、キャリアアップ助成金等を活用し、非正規雇用労働者の待遇改善を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

労働局が労働基準監督署と連携することにより、パート・有期雇用労働法に基づく是正指導の実効性の強化等を図る。

【○雇用保険財政の安定】

施策名：雇用保険財政の安定

令和4年度第二次補正予算案 7,276億円

職業安定局雇用保険課
(内線5757)

① 施策の目的

雇用保険の積立金残高が大幅に減少している中で、雇用保険制度のセーフティネット機能を十分に発揮できるようにするため、雇用保険財政の安定を図る。

② 対策の柱との関係

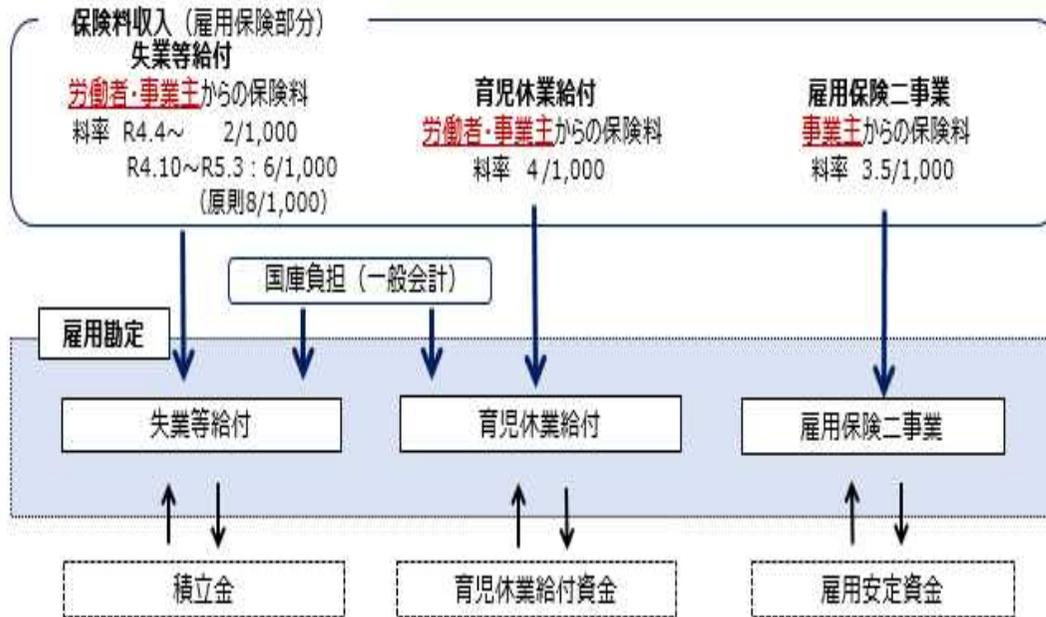
1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

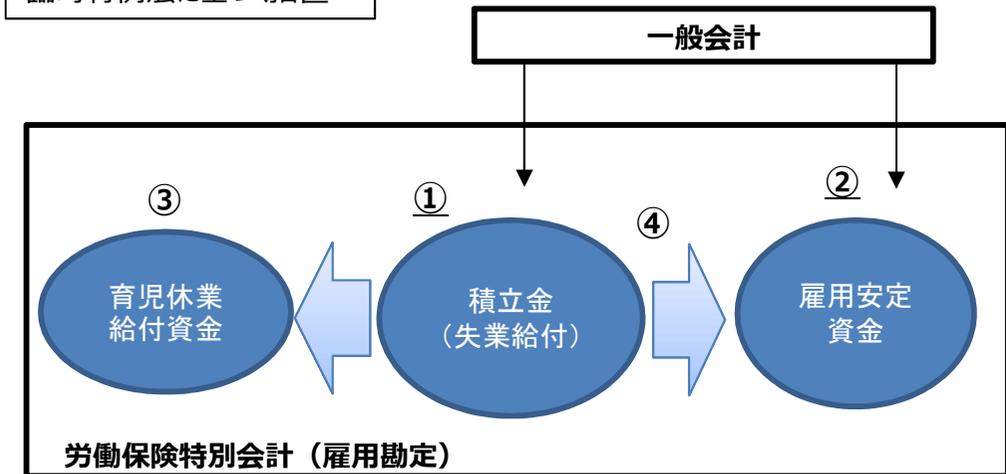
失業手当の支給等の事業を実施している雇用保険制度のセーフティネット機能を十分に発揮できるようにするため、雇用保険財政の安定を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

労働保険特別会計(雇用勘定)の仕組み



臨時特例法に基づく措置



- ① 求職者給付等に要する経費について、経済情勢の変化や雇用勘定の財政状況を踏まえ、一般会計から繰り入れることができる。
- ② 新型コロナウイルス対応休業支援金、雇用調整助成金等に要する費用の一部として、一般会計から繰り入れる。
- ③ 育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることができる。
- ④ 雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることができる。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

雇用保険制度に基づく各種施策を通じて、雇用の安定や成長分野への労働移動などの効果が安定的に生じる。

【○産業保健関係助成金を活用した労働者の健康促進支援】

令和4年度第二次補正予算案 9.5億円
 ※労働特会(労災) 9.5億円

労働基準局安全衛生部
 労働衛生課(内線5180)

施策名：産業保健活動総合支援事業

① 施策の目的

人材の活性化と生産性の向上を通じた賃金上昇のサイクルに資するよう、中小企業が行う産業保健活動への支援を通じて労働者の健康を確保し、経済成長の原動力であるスタートアップの多くが含まれる中小企業における人材の確保を促進し、成長分野への労働移動等を図る。

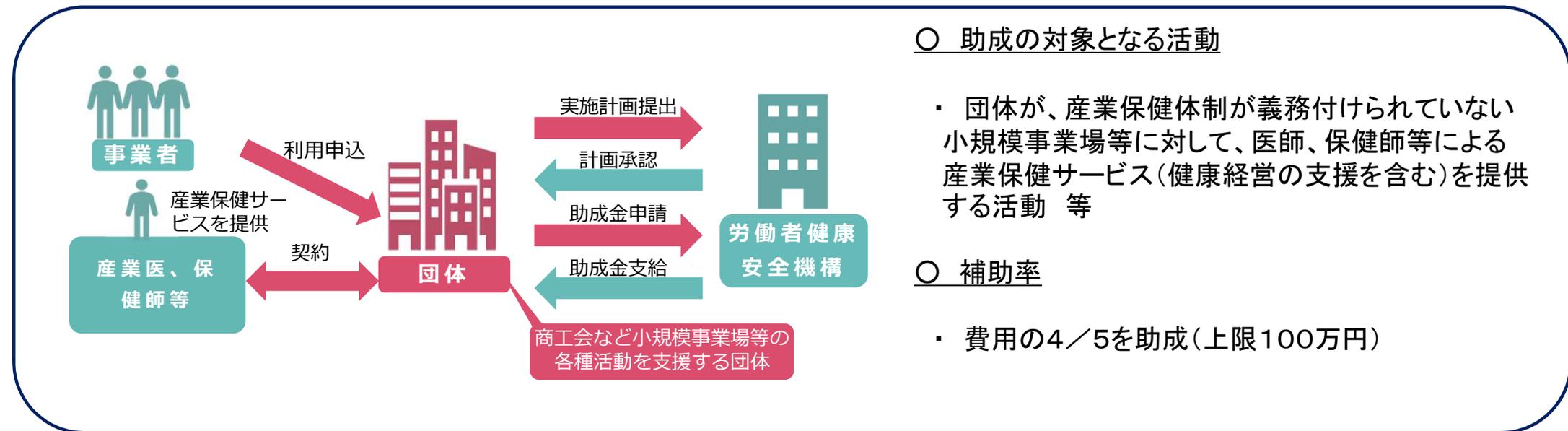
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

商工会、同業組合等の事業者団体が、小規模事業場等に対して、医師、保健師等による産業保健サービス(健康経営の支援を含む)を提供する活動について、その活動費用の一部を助成する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本施策の実施により、小規模事業場等に雇用される就業者の健康の確保を下支え。

【〇介護福祉士修学資金等貸付事業による人材の確保】

施策名：介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保

① 施策の目的

介護人材については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、介護施設等における業務が増大している。介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行うことで安定的な事業の継続を支援することで、介護人材の参入を更に促進する。

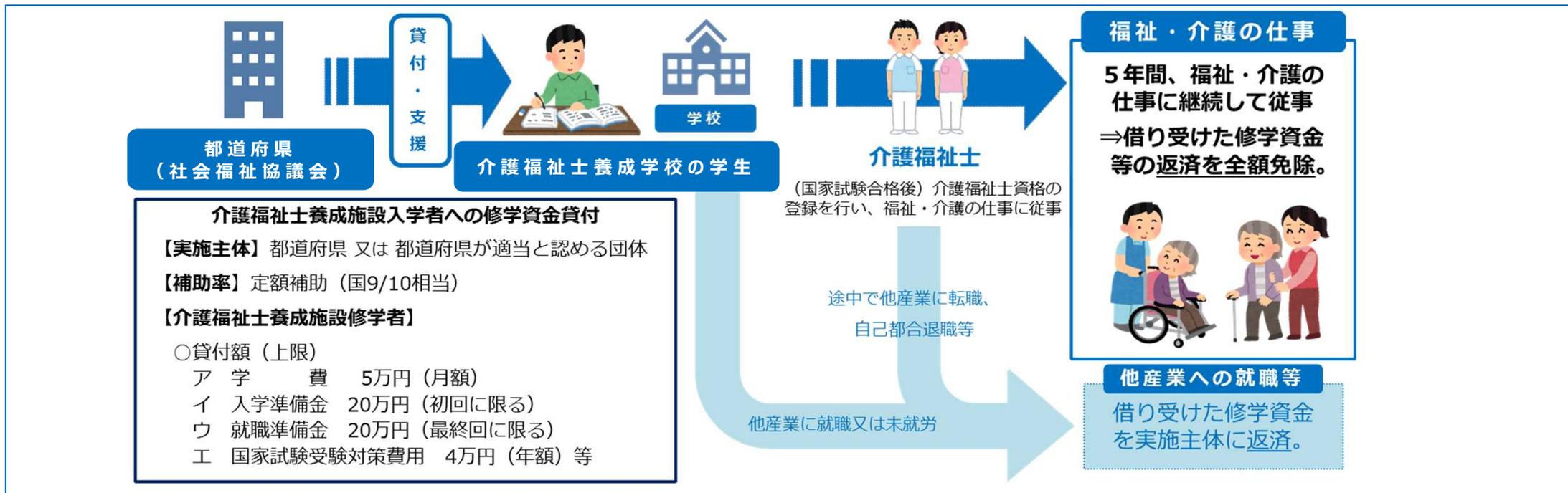
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

介護人材を着実に確保していくため介護福祉士修学資金等貸付事業により介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和4年度内に見込まれる介護福祉士修学資金等貸付金の貸付需要に対応するため、必要な貸付原資を積み増し、安定的な事業継続を支援することで、更なる介護人材の確保を推進する。

施策名：介護ロボット開発等加速化事業

① 施策の目的

介護現場において、テクノロジーの活用などによるサービスの質の向上や職員の負担軽減といった生産性向上の推進は喫緊の課題となっており、見守りセンサーやICT等といった生産性向上に効果的なテクノロジーの普及をより強力に進めていく。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

令和6年度介護報酬改定におけるテクノロジーの活用に関する議論に向け、エビデンスの充実を図るため早期に実証を実施する。また、令和5年度より加速化を図る地域における総合的な生産性向上の取組に向け、介護施設・開発企業双方の観点から介護ロボットに関する相談窓口等の「開発・実証・普及のプラットフォーム」の運営の充実を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム

①介護現場・ロボット開発企業の双方に対する一元的な相談窓口(地域拠点)、②開発機器の実証支援を行うリビングラボのネットワーク、③介護現場における実証フィールドからなる、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム。(令和2年度当初予算～)

①相談窓口(地域拠点) 【全国17カ所】

介護ロボットに関する介護施設等からの導入相談、開発企業等からの実証相談へのきめ細かな対応

②リビングラボネットワーク 【全国8カ所】

－開発実証のアドバイザリーボード兼先行実証フィールドの役割－

③介護現場における実証フィールド－エビデンスデータの蓄積－

全国の介護施設の協力による大規模実証フィールド

※リビングラボとは、実際の生活空間を再現し、新しい技術やサービスの開発を行うなど、介護現場のニーズを踏まえた介護ロボットの開発を支援するための拠点

<令和4年度第二次補正予算案での主な実施内容>

○実証事業

- ・令和6年度介護報酬改定に向けたテクノロジーの導入等による生産性向上に関する実証

○開発・実証・普及のプラットフォーム事業

- ・地域における生産性向上の取組に関する支援(国における情報収集・提供・調査研究等)
- ・相談窓口の運営の充実

<介護現場の生産性向上に資するテクノロジーの例>

<見守りセンサー>

居室内の利用者の状況をセンサーで感知し、夜間の定時巡視の効率化や、転倒時などの速やかな対応が可能になる。



<ICT(インカム)>

遠方しながら職員間での利用者の状況の共有が可能になる。



<移乗支援(非装着型)>

利用者の抱え上げをロボットが代替し、職員の身体的負担(腰痛)の軽減が可能になる。



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和6年度介護報酬改定に向けてエビデンスの充実を図りつつ、介護現場におけるテクノロジーへの理解を促進し、開発企業が介護ロボット市場に参入しやすい環境を整備し、介護現場の生産性向上を加速化させる。

施策名: ケアプランデータ連携システム構築事業

① 施策の目的

令和5年度本格運用開始予定のケアプランデータ連携システムについて、ユーザーのニーズ等を踏まえた改修を行い、介護事業所等でのデータ連携を加速化させ、更なる事業所の負担軽減を図る。

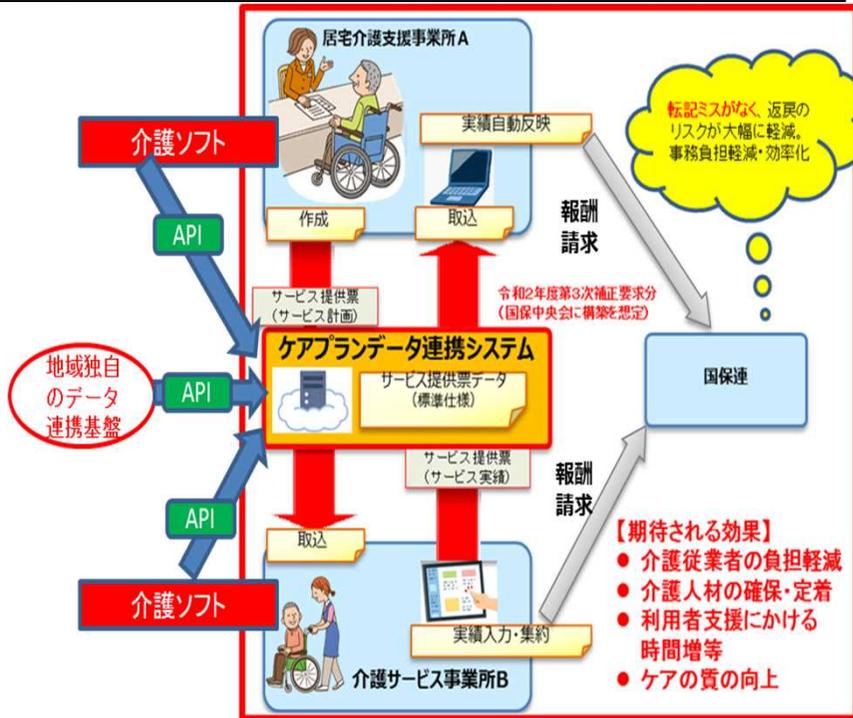
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携を実現するためのシステムを国保中央会に構築(令和5年度本格運用開始予定)。ヒアリングや調査研究の結果を踏まえ、本格運用に合わせて更なる利便性向上のためシステム機能の改修に取り組む。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【ケアプランデータ連携で見込まれる効果】
 手書き・印刷し、FAXや郵送などでやりとりしていたケアプランについてシステム上での送受信が可能となり、以下の負担軽減効果が見込まれる。

時間削減 作業時間が約3分の1に軽減 ● 提供票共有に係る時間 (1事業所) 52.4時間/月 → 18.1時間/月 ● 持参の場合の移動時間 (1事業所) 車 265分/月 → 0分 公共交通機関 77.5分/月 → 0分	業務負担軽減 事業所・従業者ともに負担軽減効果 ● 紙から介護ソフトへの転記が不要 ● 転記ミスに対する心理的負担軽減 ● ペーパーレス化によって、印刷保管業務が不要	費用削減 ※R2年度事業より 合計約68,000円/月(1事業所)の削減効果 ● 人件費 (約62,000円) ● 印刷・マスキングする用紙代 ● FAXによる通信費 ● 持参する交通費 等
---	--	---

＜令和4年度第二次補正予算案での主な実施内容＞

以下の機能追加に関する改修を実施し、利便性向上を図り、事業者への早期活用・負担軽減の加速化を図る。

- 介護ソフトからワンクリックでシステムにデータ登録を可能とする機能、既存のデータ連携基盤との連携機能
- 画面改修及びファイル印刷機能
- 介護報酬請求から利用料差引するための既存システムとの連携機能

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本システムの活用により、毎月発生している紙でのやり取りがなくなり、大幅な事務負担軽減が期待できる。また、利便性を向上するための改修を通じて、システムの利用拡大が期待でき、介護従業者の一層の負担軽減が見込まれる。

【〇介護等の職員の待遇改善に向けた業務効率化や負担軽減の推進】

令和4年度第二次補正予算案 1.1億円

老健局老人保健課
(内線2177、3959)

施策名:介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業

① 施策の目的

本事業により、令和4年10月の報酬改定により創設された介護職員等ベースアップ等支援加算を含め、介護職員処遇改善加算等の加算の新規取得や、より上位区分の加算取得に向けて更なる支援をすることで、加算の取得率の向上を図る。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

介護職員等ベースアップ等支援加算の新規取得や、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の新規取得・より上位区分の加算取得を引き続き強力に進めるため、自治体が行う介護サービス事業所等への専門的な相談員(社会保険労務士など)の派遣を通じた個別の助言・指導等に対する支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

〇事業スキーム(補助事業)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

介護職員処遇改善加算等の取得促進事業の実績(個別訪問等の実施状況・自治体実施分)

	訪問事業所数	うち加算取得事業所数(※)
平成30年度	1,638事業所	977事業所(取得率60%)
令和元年度	1,107事業所	594事業所(" 54%)
令和2年度	984事業所	590事業所(" 60%)

(※) 処遇改善加算未取得事業所による新規取得のほか、上位区分の取得や、特定処遇改善加算の新規取得(見込み)等を含む。

【○介護等の職員の待遇改善に向けた業務効率化や負担軽減の推進】

令和4年度第二次補正予算案 3.4億円

障害保健福祉部
障害福祉課
(内線3091)

施策名：障害福祉分野のロボット等導入支援事業

① 施策の目的

障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減、労働環境の改善、生産性の向上等を通じて安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

障害者支援施設等が介護負担軽減、労働環境の改善、生産性の向上等を図るため、ロボット等の導入費用、及び導入を促進するための体験会(好事例の情報提供や試用等の機会の提供)を開催するための費用について財政支援を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】
都道府県、指定都市、中核市

【補助率】

- 施設等に対する導入支援
国1/2 都道府県、指定都市、中核市1/4 事業所1/4
- 都道府県等による導入促進(体験会等)
国1/2 都道府県、指定都市、中核市1/2

【導入支援の補助対象機器】
日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援のいずれかの場面において利用するロボット
※ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

【導入支援の対象施設・事業所】
障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所施設
※ 申請に当たっては、達成目標、導入機器、期待される効果等を記載した介護業務の負担軽減等のためのロボット等導入計画の作成が必要

【事業スキーム】

```

graph TD
    A[厚生労働省] <-->|②申請| B[都道府県、指定都市、中核市]
    B <-->|③交付| A
    B <-->|④交付| C[施設・事業所]
    C <-->|①申請(計画提出)| B
    
```

厚生労働省

都道府県、指定都市、中核市

施設・事業所

負担軽減・効率化の実現

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

ロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減、労働環境の改善、生産性の向上を図り、安全・安心な障害福祉サービスの提供に寄与する。

施策名：障害福祉分野のICT導入モデル事業

① 施策の目的

障害福祉分野におけるICT活用により、障害福祉現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害福祉サービスを提供することができるように、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入に係るモデル事業を実施する。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

障害福祉現場の業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入に係る経費を助成する。モデル事業所においては、事業開始前にICT導入に係る研修会(都道府県等が委託等により実施)に参加し、ICT導入による業務効率化及び職員の業務負担軽減の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【実施対象】 障害福祉サービス事業所等

【負担割合】事業所に対する導入支援 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、事業者1/4

事業所に対する研修 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉分野のICT導入に係るモデル事業を実施し、障害福祉サービス事業所等へのICT導入を支援することにより、障害福祉現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるようにする。

① 施策の目的

本事業により、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を中心に、加算の新規取得や、より上位区分の加算取得に向けて更なる支援をすることで、加算の算定率の向上を図る。同時に令和4年10月に創設される新加算(福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算)の着実な取得率の向上を図る。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、引き続き上位区分の算定や取得促進を強力に進めるため、本事業では、加算の新規取得や、より上位区分の加算取得に向けて、自治体が行う障害福祉サービス事業所等への専門的な相談員(社会保険労務士など)の派遣を通じた個別の助言・指導等に対する支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○事業スキーム(補助事業)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

福祉・介護職員処遇改善加算等の請求状況

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	平成31年 4月サービス 提供分	令和元年 10月サービス 提供分	令和2年 4月サービス 提供分	令和2年 10月サービス 提供分	令和3年 4月サービス 提供分	令和3年 10月サービス 提供分
処遇改善加算	81.1%	81.8%	82.8%	83.1%	84.0%	84.4%
特定処遇改善加算	-	33.1%	45.5%	46.9%	50.7%	51.3%

(参考) 介護職員処遇改善加算等の請求状況

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月
処遇改善加算	91.5%	92.3%	92.4%	92.9%	93.2%	93.3%
特定処遇改善加算	-	53.8%	64.3%	66.1%	68.5%	69.0%

【〇新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による支援】

施策名：新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)

令和4年度第二次補正予算案 1兆5,189億円

健康局結核感染症課 (内線2295)

① 施策の目的

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を増額し、引き続き、都道府県が地域の実情に応じて行う、重点医療機関等の病床確保や宿泊療養施設の確保、医療人材の確保などを支援し、医療提供体制等の強化を図る

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

③ 施策の概要

今般の新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制等の強化を図るため、受入病床の確保、療養体制の確保などの取組について、都道府県が地域の実情に応じて着実に実施できるよう包括的な支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体：都道府県等 補助率：10/10(国)

- 病床確保及び宿泊療養施設確保
 - ・ 新型コロナ患者を受け入れる病床の確保
 - ・ 重点医療機関(新型コロナ患者専用の病院や病棟を設定する医療機関)の病床の確保
 - ・ 宿泊療養施設の確保、自宅療養者のフォローアップ
- その他の事業
 - ・ 受診・相談センターなど地方自治体における新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置
 - ・ 新型コロナ患者の入院医療機関における医療従事者の宿泊施設確保、消毒等の支援
 - ・ 新型コロナ患者の入院医療機関における人工呼吸器、体外式膜型人工肺(ECMO)、個人防護具、簡易陰圧装置、簡易病室等の設備整備
 - ・ 帰国者・接触者外来等におけるHEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーテーション、個人防護具、簡易ベッド、簡易診療室等の設備整備
 - ・ 地方衛生研究所、民間検査機関等におけるPCR検査機器等の整備
 - ・ 感染症対策に係る専門家の派遣、専門家等の下で現場での活動を行うための情報共有や意見交換等
 - ・ 重点医療機関(新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関)等が行う高度医療向け設備の整備
 - ・ 新型コロナ重症患者に対応できる医師、看護師等の入院医療機関への派遣
 - ・ DMAT・DPAT等の医療チームの派遣
 - ・ 医師等が感染した場合の代替医師等の確保
 - ・ 患者搬送コーディネーター配置、広域患者搬送体制、ドクターヘリ等による搬送体制の整備
 - ・ 新型コロナ対応に伴う救急医療等地域医療体制の継続支援、休業等となった医療機関等の再開等支援
 - ・ 外国人が医療機関を適切に受診できる環境の整備
 - ・ 新型コロナ患者受入医療機関等における宗教・文化対応等を含む外国人患者の受入れのための支援
 - ・ 新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修
 - ・ 新型コロナウイルスワクチン関係事業(接種体制支援、時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止・医療提供体制が整備され、公衆衛生の向上に寄与する。

【○新型コロナワクチンの接種体制の確保】

令和4年度第二次補正予算案 7,526億円
※デジタル庁計上分含む

健康局予防接種担当参事官室
(内線2383)

施策名:新型コロナワクチン接種に係る体制の確保等

① 施策の目的

新型コロナワクチンについて、希望する全ての方へのワクチン接種を進めるべく、自治体においてワクチン接種を進めるための体制を確保する。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

③ 施策の概要

国や自治体における新型コロナワクチン接種体制の確保及び自治体における接種の実施のために必要な措置を講ずるとともに、海外在留邦人等を対象とした接種や健康被害救済等により、ワクチン接種を円滑に実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

国	<ul style="list-style-type: none"> ワクチンに係る科学的知見の国民への情報提供 健康被害救済に係る認定 副反応疑い報告制度の運営
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 市町村事務に係る調整(国との連絡調整、接種スケジュールの広域調整等) 地域の卸売業者との調整 専門的相談対応
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関との委託契約、接種費用の支払 住民への接種勧奨、個別通知(予診票等) 接種手続等に関する一般相談対応 健康被害救済の申請受付、給付 集団的な接種を行う場合の会場確保等

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

ワクチン接種の実施が進み、国民が安心感をもって生活を送ることができる。

【○新型コロナワクチンの確保】

令和4年度第二次補正予算案 4,750億円

健康局予防接種担当参事官室
(内線8907)

施策名: 新型コロナワクチンの確保

① 施策の目的

来年に必要な数のワクチンの確保を行う。

② 対策の柱との関係

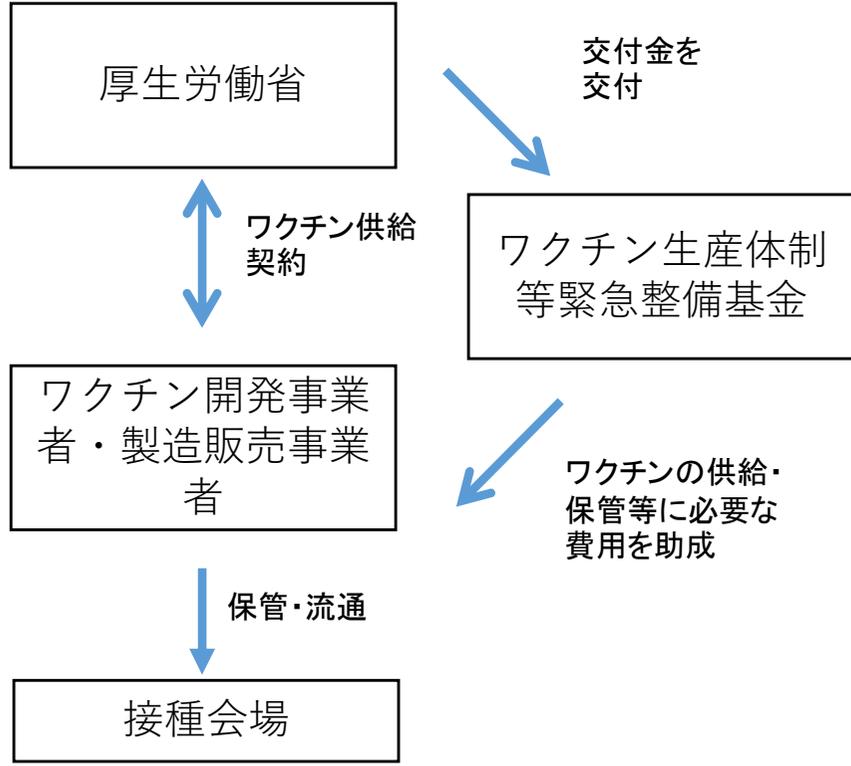
1	2	3	4
			○

③ 施策の概要

新型コロナワクチンについて、来年に必要な数のワクチンの確保を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- ・対象企業: 国内に新型コロナワクチンを供給する法人
- ・対象経費: ワクチンの供給・保管費用及び流通経費 等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

2023年、国民に必要な数の新型コロナワクチンが確保される。

施策名:新型コロナウイルス感染症抗原定性検査キットの確保

① 施策の目的

新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キットについては、メーカーに増産を要請しているが、感染の見通しが明確でない中でメーカーが最大限の供給を行うためには、余った場合は国が買い取ることを前提にすることが必要。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

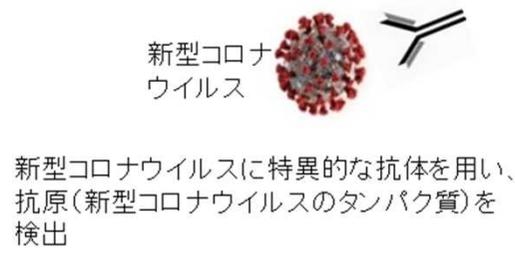
③ 施策の概要

全国の検査需要に対応できるよう、国内の流通状況に応じ、抗原検査キットの確保を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

今後の感染再拡大等、更なる需要の増加への対応も見据えて、令和4年8月から同年9月末にかけて製造された抗原定性検査キット(コロナ・インフル同時測定キットを含む)について、国が買取保証を行うことにより確保する。

【抗原定性検査キットの原理】



【抗原定性検査キットのイメージ】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

緊急性の高い新型コロナウイルス感染症陽性者を早急に検知する体制を整備することにより、国内の感染拡大を防ぐ。

施策名: 検疫体制の確保

① 施策の目的

新型コロナウイルス感染症の国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止するとともに、国際交流による経済回復の両立を図る観点から、国際的な人の往来の活発化に向け、水際対策の着実な実施を進めていく。

② 対策の柱との関係

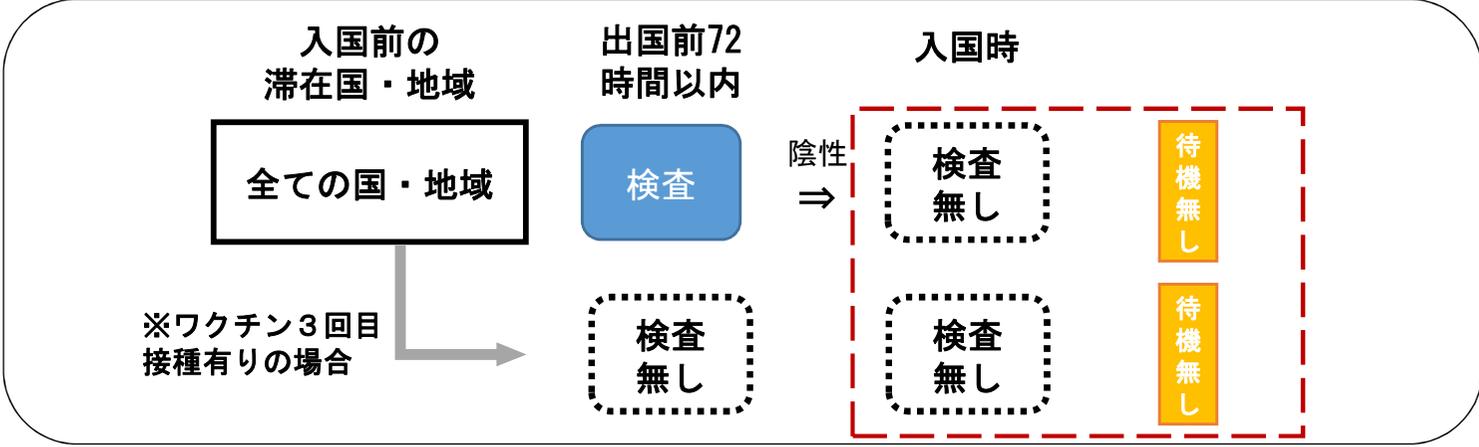
1	2	3	4
	○		

③ 施策の概要

新型コロナウイルス感染症に関して水際対策を着実に実施するため、検疫体制を引き続き確保する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- ・ 10月11日以降、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある帰国者・入国者を除き、入国時検査を行わないこととしている。ただし、全ての帰国者・入国者について、世界保健機関(WHO)の緊急使用リストに掲載されているワクチンの接種証明書(3回)又は出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書のいずれかの提出を求めることとしている。
- ・ また、現在、国際線を受入れていない空港・海港について、今後の就航予定に応じ、地方公共団体等の協力を得つつ、個別港ごとに受入に係る準備を進め、これが整い次第、順次、国際線の受入を再開する。



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

今後急増が見込まれる入国者に対応するとともに、引き続き新たな変異株等の流入リスクに万全の備えを講じる。

① 施策の目的

新型コロナウイルス感染症拡大等に対する医療提供体制確保のため、医療用物資の配布・備蓄を行う。

② 対策の柱との関係

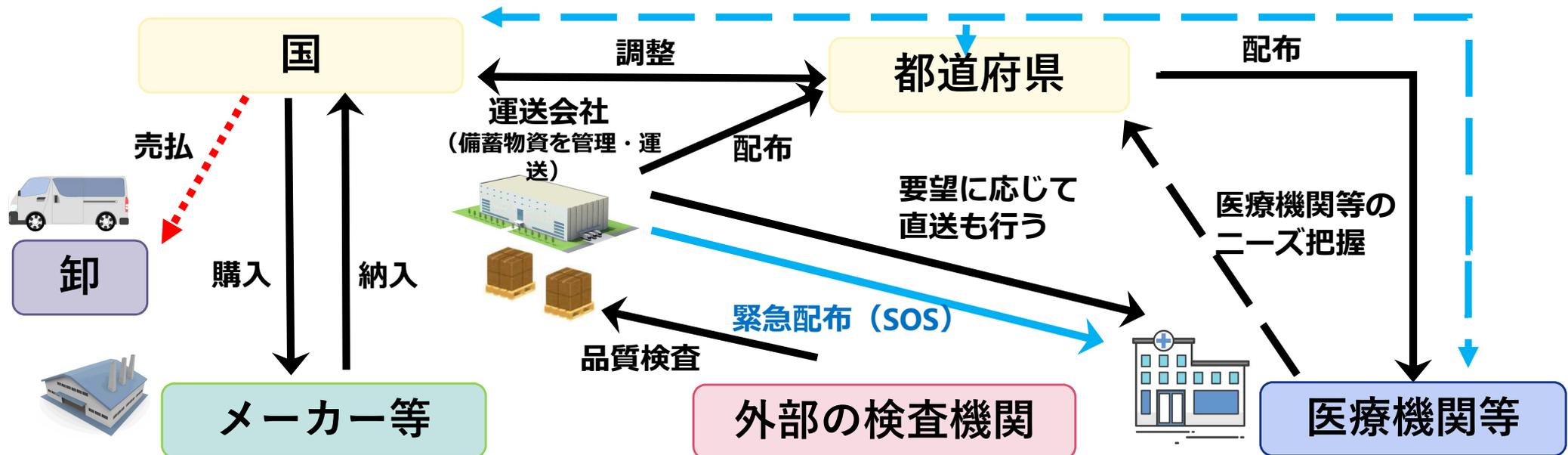
1	2	3	4
			○

③ 施策の概要

医療用マスク、ガウン、フェイスシールド及び手袋といった医療用物資について、新型コロナウイルス感染症の拡大等により需要急増や輸入減少が生じ、医療現場の需給が逼迫した場合でも、迅速かつ円滑に供給されるよう、国で継続して医療用物資を確保・備蓄し、必要に応じて医療機関等に配布を行う。また、備蓄している医療用物資の入替のため、一定期間を経過した医療用物資について、売払を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

医療機関等のニーズ把握（GMIS（web調査）を活用）



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

医療用物資の確保困難な医療機関等に対し医療用物資を配布することにより、医療提供体制の維持を図る。また、国備蓄物資については、海外からの輸入減少に備え、国内生産を確保する観点も踏まえつつ、配布・更新等に必要な調達を行う。

① 施策の目的

新型コロナウイルス感染症の自宅療養及び宿泊療養の患者に対し、薬局において患者宅等に迅速かつ適切な薬剤の配送を支援することにより、自宅療養、宿泊療養者への対策の充実を図る。

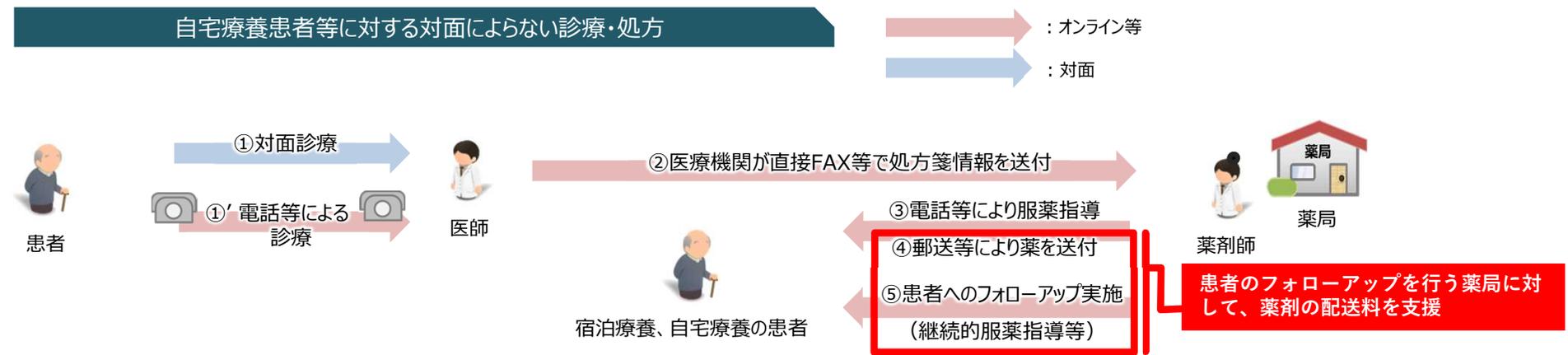
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

③ 施策の概要

新型コロナウイルス感染症の自宅療養及び宿泊療養の患者に対し、薬局において患者宅等に迅速かつ適切に薬剤を配送する場合の配送料を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



・薬局への薬剤交付支援事業を行う都道府県薬剤師会(実施主体)に対し、事業委託費を交付する。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

急増した新型コロナウイルス感染症の自宅療養及び宿泊療養の患者への対策として、経口治療薬等の配送の支援の充実を図ることにより、重症化を軽減し、さらなる感染拡大の抑制につながり、医療機関の負担軽減に資するものと考えられる。

施策名:感染症対策強化事業

① 施策の目的

様々な感染症に対応するため、感染症対策を充実・強化させる。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

③ 施策の概要

世界的な脅威となった新型インフルエンザウイルス(ヒト-ヒト感染)や鳥インフルエンザ、エボラ出血熱の感染拡大、中東呼吸器症候群(MERS)の感染拡大、世界的なジカウイルス感染症の流行など、世界では毎年のように感染症の流行が起こっており、国際化が進化した今日においては、我が国も、世界に目を向けながら、様々な感染症に対応するために必要な対応を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

〇新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき策定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を踏まえ、新型インフルエンザの発生に備え、最低限の社会機能を維持するために必要なプレパンデミックワクチンの備蓄を行う。

〇今後発生する可能性のある感染症による公衆衛生上の危機から国民の生命と健康を守るためには、安全で有効な対抗手段となる医薬品等を、適時的かつ確実に利用可能にすることが重要であり、今後の感染症危機に備え、その対抗手段である医薬品等を確保する。

〇今後新たに発生する新興・再興感染症に対して適切に対応するため、国立国際医療研究センター及び国立感染症研究所の連携により、国内の感染状況に応じて臨床情報及び検体(試料)を収集し、検査方法、治療薬、ワクチン等の研究開発に資するようデータベースの充実強化を図る。

等

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

感染症蔓延防止による国民生活及び国民経済の安定に寄与。感染症危機管理体制の強化。

施策名: COVAX拠出金

① 施策の目的

Gaviワクチンアライアンス、CEPI(感染症流行対策イノベーション連合)及びWHOが主導する、ワクチンを共同購入する仕組みであるCOVAXファシリティへの参加を通じて、新型コロナウイルス感染症のワクチンを確保し、国際的に公平なワクチンの普及に向けて貢献する。

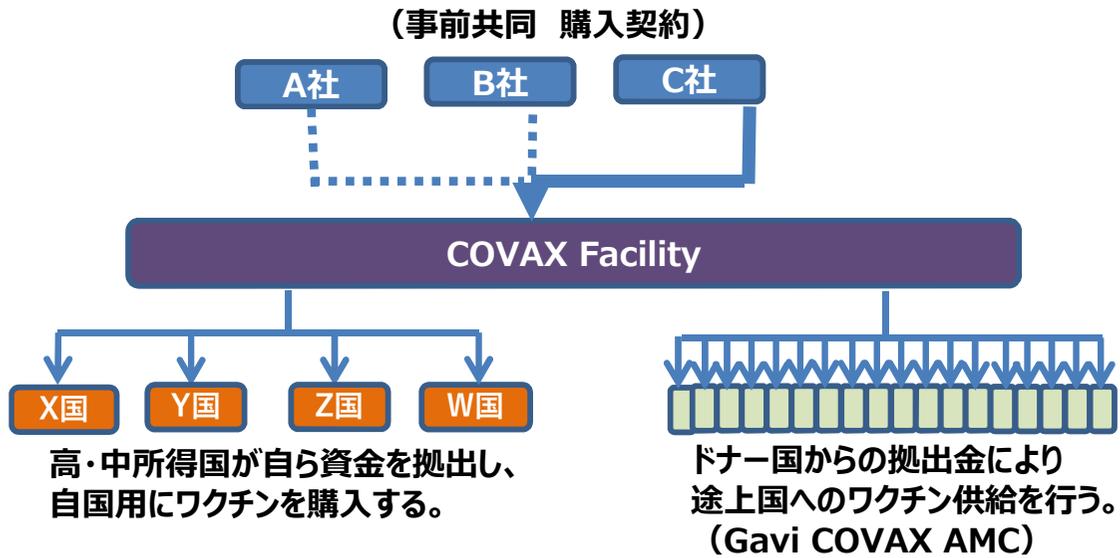
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

③ 施策の概要

- ①高・中所得国が自ら資金を拠出し、自国用にワクチンを購入する枠組みと、
 - ②ドナー(国や団体等)からの拠出金により途上国へのワクチン供給を行う枠組み(COVAX AMC)を組み合わせている。
- Gavi: 安全で効果的なワクチンの供給を確保するためのプール調達を行う
 CEPI: ワクチンの研究・開発・製造の拡大をサポートする
 WHO: ワクチンの安全性、規制、配分に関する規範を設定する

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

新型コロナウイルス感染症の収束のため、COVAXファシリティを通じて、途上国において安全性、有効性及び品質が保証されたワクチンへの公平なアクセスを確保することにより、国内への流入防止につながるとともに、新型コロナウイルス感染症の真の克服を図ることができる。

施策名:グローバルファンド拠出金

① 施策の目的

将来のパンデミック対応等への活用を目的としたグローバルファンドの保健システム強化のプログラムに拠出を行い、各国の保健制度の強化を図っていくことで、我が国への感染症流入を防ぐ環境を構築する。

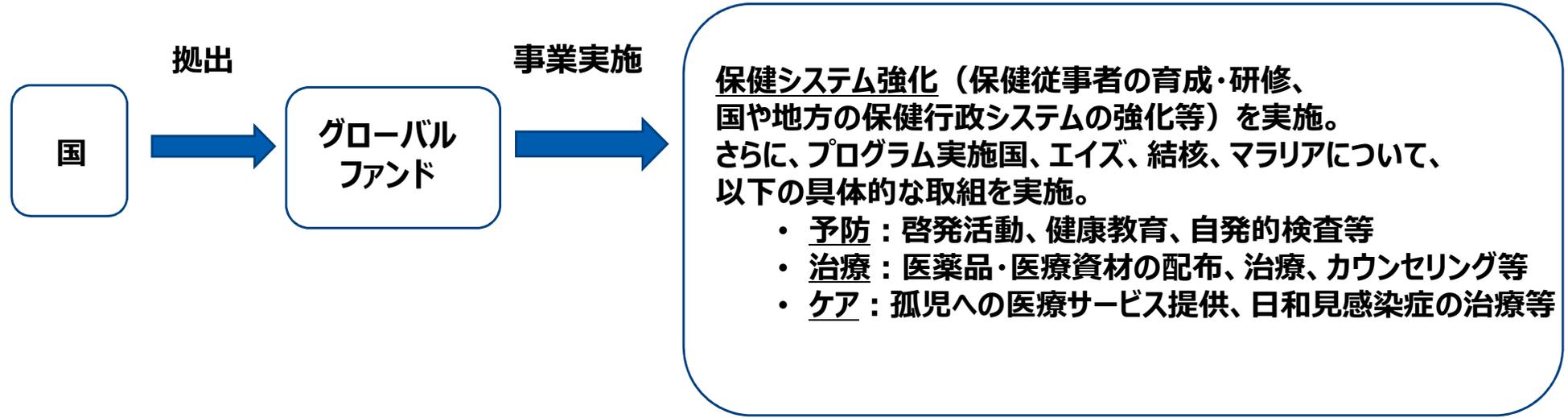
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

③ 施策の概要

2023年～2025年の第7次増資に向けてグローバルファンドは将来のパンデミックへの備えとしての保健システム強化を重点の一部として掲げ、増資目標の3分の1を割り当てることから、将来のパンデミック対応等への活用を目的としたグローバルファンドの保健システム強化に拠出を行い、各国の保健制度の強化を図っていくことで、我が国への感染症流入防止を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 保健システム強化を通じて海外でのパンデミックや三大感染症の拡大防止を達成することで、我が国への同感染症の侵入リスクの低減に寄与する。これにより、我が国での再度の感染拡大を防ぎ、人流及び社会経済活動を安定的に継続することが可能となる。
- また、グローバルファンドによる調達において、日本は、先進国ではスイス、米国に次いで3位(全体では4位)。
2009～21年の日本の拠出総額のうち約6%に相当する額が日本企業からの調達に充てられているところ、日本企業の経済活動、ひいては我が国の社会経済活動にも大きく裨益する。

施策名:感染症流行対策イノベーション連合(CEPI)拠出金

① 施策の目的

CEPI(Coalition for Epidemic Preparedness Innovations)は2017年1月にダボス会議で発足した、ワクチン開発を行う製薬企業・研究機関に資金を拠出する国際基金。
平時には需要の少ないエボラ出血熱のような世界規模の流行を生じる恐れのある感染症に対するワクチンの開発を促進し、現在、新型コロナウイルスに対するワクチンの開発も支援している。

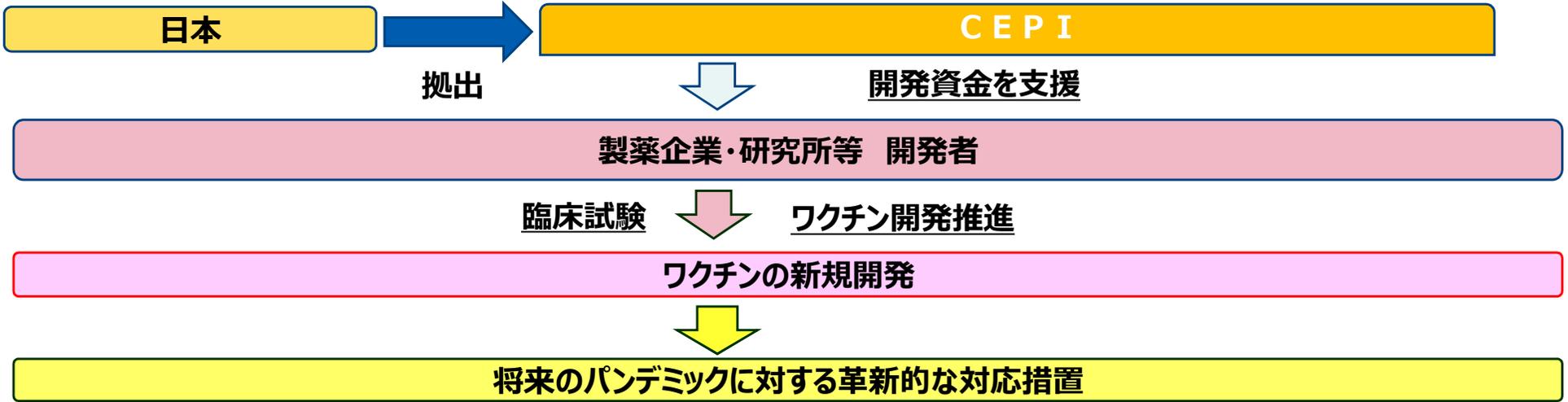
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

③ 施策の概要

CEPIへの資金拠出により、今後、サル痘といった重篤な大流行を起こす可能性の高い感染症に対する最新の技術を用いたmRNAワクチン等の早期臨床開発を支援する。また、理事会や科学的諮問委員会、ワーキンググループなど、ガバナンスにも関与し、我が国の貢献及びリーダーシップを継続的に発揮していく。
新型コロナウイルス感染症の流行により、治験が遅延するなどワクチン開発に遅れが生じており、これらの対策も支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・次のパンデミックに備えた国際的なワクチン開発期間短縮
- ・新たなワクチン製造技術の開発
- ・サル痘ワクチン、エボラ等既知の病原体のワクチン、COVID-19次世代ワクチンの開発
- ・特にサル痘ワクチンは日本企業が現在世界をリードしており、日本企業への研究開発支援により、日本への裨益が期待される。

施策名:感染症対策に係る医薬品研究開発等支援事業(GHIT)

① 施策の目的

令和4年6月のキガリ宣言では、日本政府(厚労省・外務省)はドナーの立場として、資金拠出を通じたNTDs撲滅への寄与にコミットした。ウイズコロナ下においてもNTDs等の感染症にかかる治療薬等の研究開発は途切れなく行われる必要があり、資金の拠出を通じて治療薬等の早期開発を支援する。

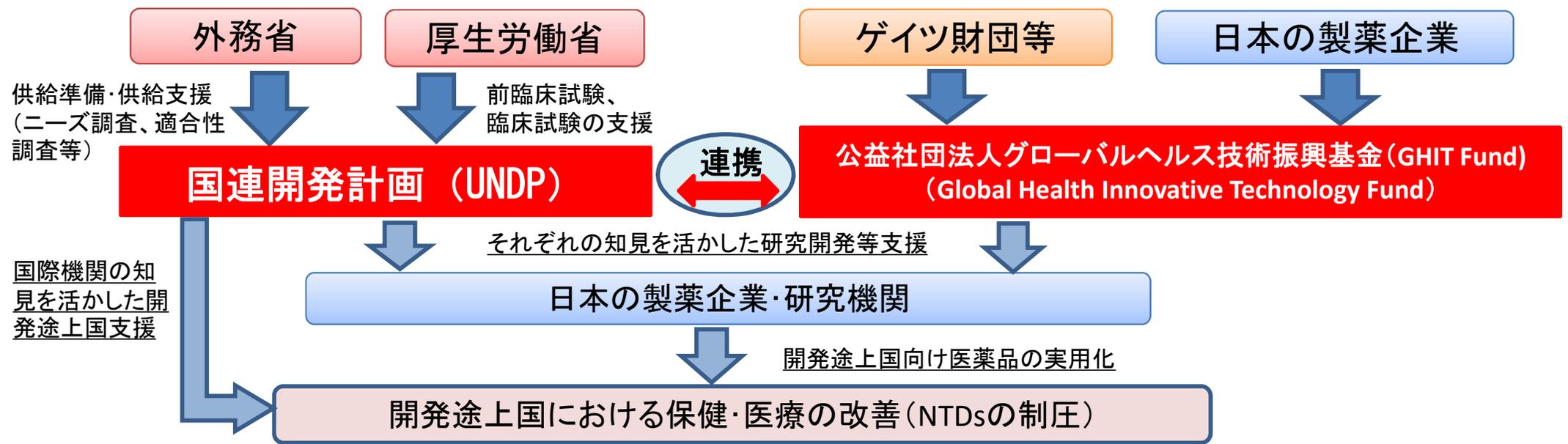
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

③ 施策の概要

開発途上国を中心に蔓延するNTDs等における治療薬等の研究開発は、先進国において需要が少ない等の理由から充分になされていない。日本の優れた医薬品研究開発力を活かし、官民連携の公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金(GHIT Fund)への拠出を通じて、NTDs等の開発途上国向けの医薬品等の研究開発と供給支援を更に促進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

ウイズコロナ下において、NTDs等の開発途上国向けの医薬品等の研究開発が途切れなく行われることは、対象国・地域への日本の製薬産業の優れた研究開発能力の貢献を広く世界に知らしめることにつながり、当該産業の更なる研究開発促進に繋がることが期待される。

施策名：抗菌薬原薬国産化事業

① 施策の目的

〇 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、海外依存度の高い原薬等について、国内製造体制構築の支援を実施することにより、感染症対応に必要な抗菌薬の安定供給体制を強化する。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

③ 施策の概要

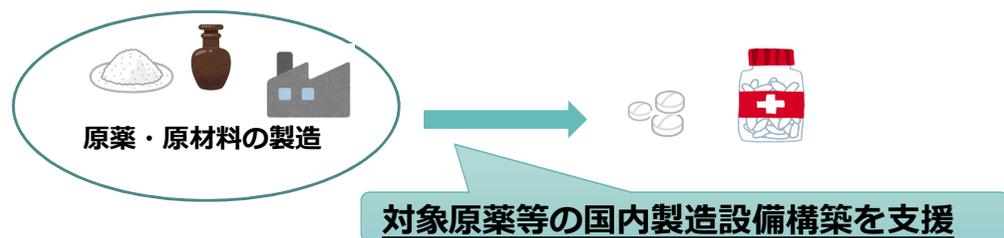
〇 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、感染症対応に必要な抗菌薬の確保に万全を期す必要がある。一方で注射用抗菌薬の大多数を占めるβラクタム系抗菌薬は、その原材料及び原薬（以下、「対象原薬等」という）をほぼ100%中国に依存しており、供給途絶リスクを考慮すると、国内製造体制構築が急務である。

〇 上記理由から、本施策によって、対象原薬等の国内製造を行おうとする企業に対して、製造設備等構築にかかる費用の一部を負担し、対象原薬等の国内製造体制の速やかな構築を行い、国内安定供給体制の強化を図るものである。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

〇 支援対象

対象原薬等について、その製造所を日本国内に新設し、又は対象原薬等を増産するために日本国内における既存製造所の変更等を実施しようとする事業者。



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

〇 βラクタム系抗菌薬（ペニシリン系抗菌薬又はセフェム系抗菌薬）について、国内に原薬製造体制を構築し、当該原薬の国内需要量の全量を国内製造可能な万全の体制を整える計画であり、海外原材料等の供給が途絶した場合であっても、感染症対応に必要な抗菌薬を医療現場に切れ目なく供給することが可能となる。

施策名:生活衛生関係営業活性化支援事業

① 施策の目的

生活衛生関係営業者は国民生活に密接に関わるサービスを提供し、地域経済・雇用の基盤となる業種(全産業534万事業所のうち20.2%、全従業者5,687万人のうち11.7%)であるが、大半が中小零細事業者であり、現下の情勢により経営状況は厳しい。生活衛生関係営業者の経営状況が悪化し、サービスの質の低下や廃業が進んだ場合、地域社会への影響や衛生水準の低下が懸念される。生活衛生関係営業の継続的な集客等を進めることにより、経営状況を改善し、地域活性化を図るため、「生活衛生関係営業活性化支援事業」を実施する。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
	○		

③ 施策の概要

- 業種ごとの生活衛生同業組合連合会が全国規模で生活衛生関係営業を活性化するための取組を行うことにより、国民全体に生活衛生関係営業の魅力幅広くアピールし、地域の生活衛生関係営業者の活力向上、地域活性化を図る。
- このため、生活衛生同業組合連合会において、生活衛生関係営業の仕事・サービス・店舗等を国民(利用者・消費者)に体験してもらい、生活衛生関係営業のもつ魅力をアピールするイベントやキャンペーン等の取組を実施。
- 例えば、生活衛生関係営業の職人の仕事を利用者・消費者がやって体験できるイベント、実際に生活衛生関係営業者が使用している機材・器具・材料を展示して職人が実演や指導を行うイベント、生活衛生関係営業のサービス・店舗を利用してもらいやすくするキャンペーン等により、生活衛生関係営業がもつ魅力を幅広くアピール。
- 国民に生活衛生関係営業を強く印象付け、来店のきっかけとし、継続的な集客等につなげることにより、生活衛生関係営業の経営状況の改善、地域経済・雇用の活性化を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



- ◆ (目) 生活衛生関係営業対策事業費補助金
補助先:生活衛生同業組合連合会
補助率:9/10
※翌年度の事業計画を求める

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

国民に生活衛生関係営業を強く印象付け、来店のきっかけとし、継続的な集客等につなげることにより、生活衛生関係営業の経営状況の改善、地域経済・雇用の活性化を図る。

【○生活衛生関係営業者の経営改善に向けた支援等】

施策名:生活衛生関係営業経営支援事業

① 施策の目的

生活衛生関係営業者は国民生活に密接に関わるサービスを提供し、地域経済・雇用の基盤となる業種(全産業534万事業所のうち20.2%、全従業者5,687万人のうち11.7%)であるが、大半が中小零細事業者であり、現下の情勢により経営状況は厳しくなっており、専門家の相談等の支援はこれまで以上に必要な状況となっている。生活衛生関係営業者に向けた相談等の支援体制を確保して、経営状況を改善し、地域活性化を図るため、「生活衛生関係営業経営支援事業」を実施する。

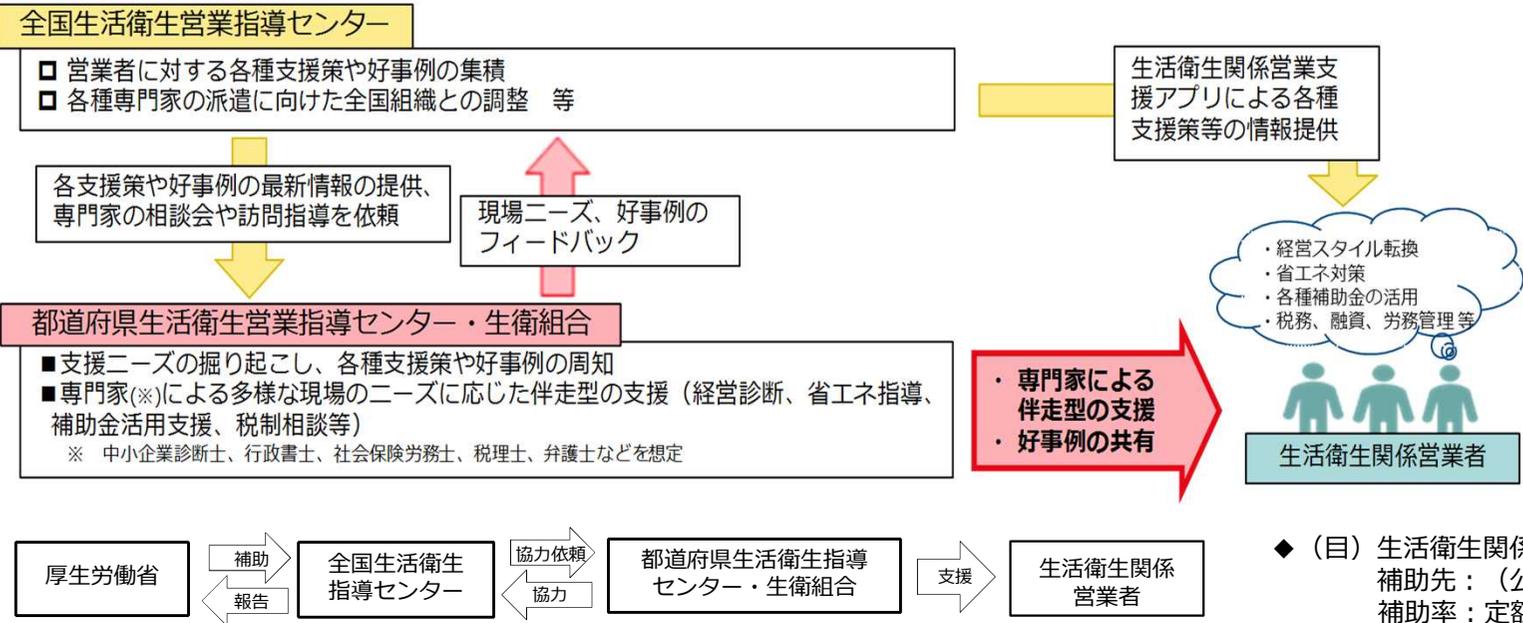
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
	○		

③ 施策の概要

生活衛生関係営業者の経営状況を改善して地域活性化を図るため、中小企業診断士による経営診断や省エネ等に関する指導、行政書士や弁護士等による各種補助金等を活用するための支援、税理士による税制優遇措置等の相談など、生活衛生関係営業者に対する専門家による多様な現場のニーズに応じた伴走型の支援を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



◆ (目) 生活衛生関係営業対策事業費補助金
補助先: (公財) 全国生活衛生営業指導センター
補助率: 定額

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活衛生関係営業者に向けた相談等の支援体制を確保して、経営状況を改善し、地域活性化を図る。

施策名:生活衛生関係営業のデジタル化推進・支援体制構築事業

① 施策の目的

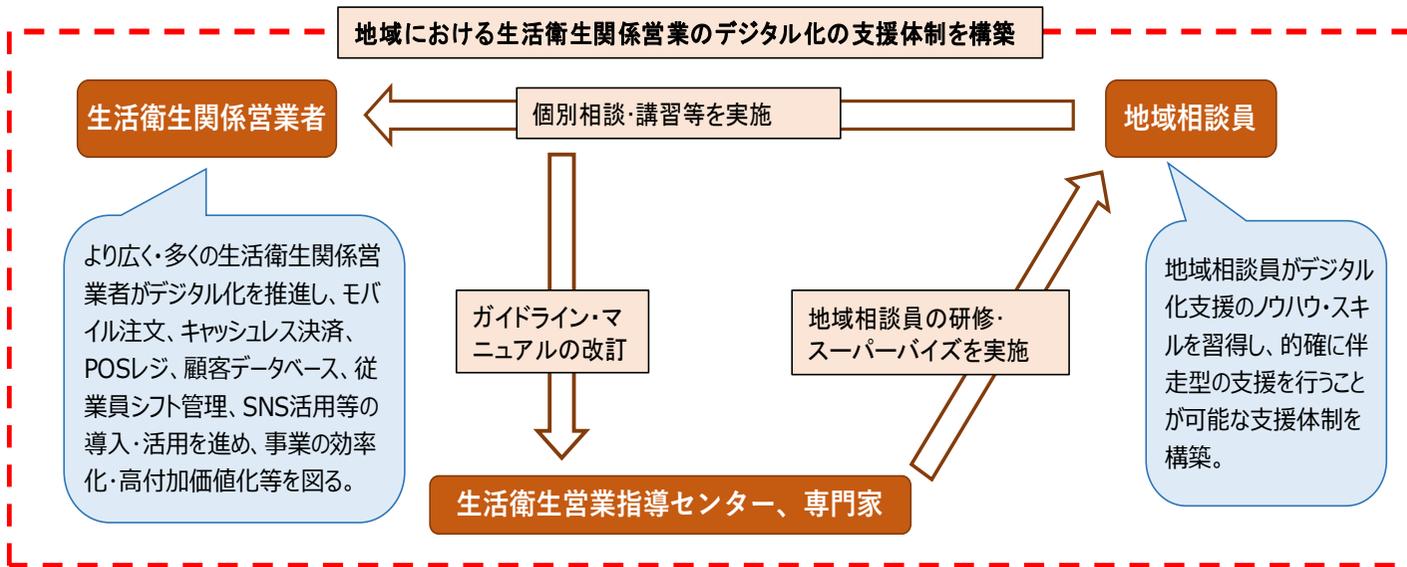
社会全体のDX(デジタル・トランスフォーメーション)が進められる中で、中小零細の多い生活衛生関係営業ではデジタル化が進んでおらず、生活衛生関係事業者において、モバイル注文、キャッシュレス決済、POSレジ、顧客データベース、従業員シフト管理、SNS活用等の導入・活用を進め、事業の効率化・高付加価値化等を図るため、「生活衛生関係営業のデジタル化推進・支援体制構築事業」を実施する。具体的には、

- ① 多くの生活衛生関係事業者が、デジタル化推進のガイドライン・マニュアルを活用して、これまでのモデル事業の具体的事例を参考にしながら、自らの店舗に合ったデジタル化に取り組み、事業の効率化・高付加価値化等を図ることができるよう、生活衛生関係事業者に対する個別相談・講習等を実施する。
- ② そのための地域相談員に対する研修・スーパーバイズを実施し、地域における生活衛生関係営業のデジタル化の支援体制を構築する。
- ③ さらに、①の個別相談等の事例を踏まえ、ガイドライン・マニュアルを改訂する。

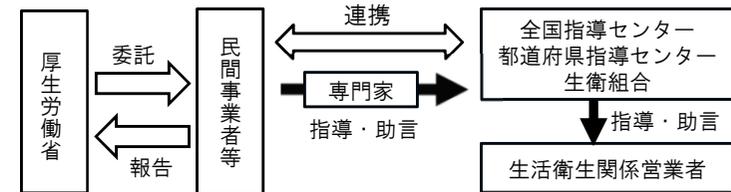
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
	○		

③ 施策の概要



④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



- ◆ (目) 生活衛生関係営業対策調査委託費 委託先: 民間事業者等

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活衛生関係事業者のデジタル化を推進し、事業の効率化・高付加価値化等を推進することで、地域の活性化を図る。

施策名: 日本政策金融公庫による資金繰り支援の強化

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

ウクライナ情勢等による物価高騰等の影響により、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業業者への資金繰りを強力に支援するため、日本政策金融公庫による「セーフティネット貸付」の金利引下げ措置について、期限を延長する。

1	2	3	4
○			

③ 施策の概要

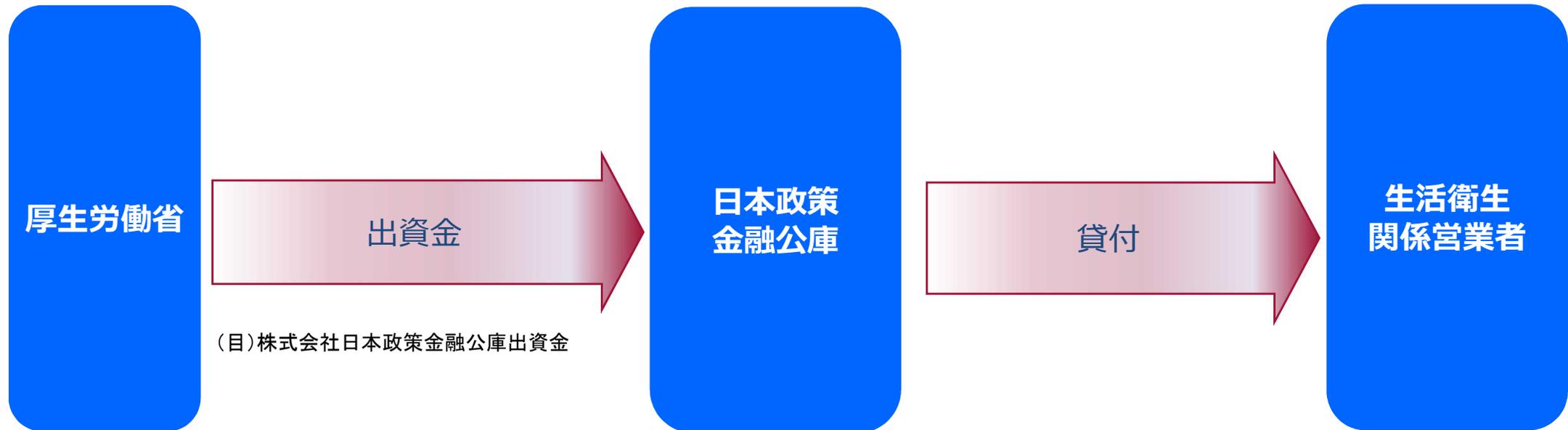
ウクライナ情勢等による物価高騰等の影響により、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業業者への資金繰りを強力に支援するため、「セーフティネット貸付」の金利引下げ措置を令和5年3月末まで延長する(現行の期限: 令和4年12月末まで)。

※貸付対象者: 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしている生活衛生関係営業業者

※貸付利率: 基準利率。ただし、物価高騰等の影響を受け、最近の利益率が前期に比し5%以上減少している場合は、基準利率-0.4%。

基準利率1.80%(令和4年11月1日現在。貸付期間5年以内を想定したもので、実際の適用利率は、担保の有無等により異なる。)

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活衛生関係営業業者の資金繰りが円滑化することにより、経営が安定化し、衛生水準を適切に維持できることが見込まれる。

施策名: 日本政策金融公庫によるスタートアップへの資金繰り支援

① 施策の目的

スタートアップ(新規開業して概ね5年以内の新規性・成長性のある者等)の資金繰り支援を拡充するため、経営者保証を免除する場合の上乗せ利率を引き下げる。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

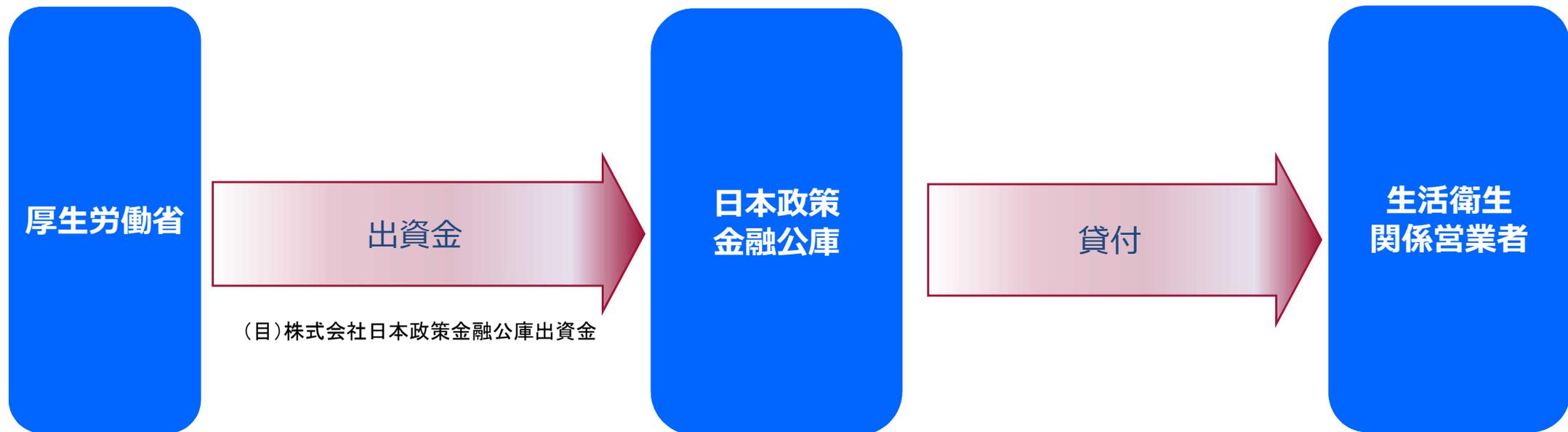
生活衛生関係営業におけるスタートアップの起業加速を図るため、「経営者保証免除特例制度」等を拡充する。

【経営者保証免除特例制度の拡充】

- ・ 一定の要件(直近2期連続で赤字でないこと 等)を満たす法人を対象に、代表者の経営者保証を免除することができる特例制度。
- ・ 経営者保証を免除する場合、信用リスクが上がるため、貸付利率に+0.2%上乗せして貸し付けるが、**スタートアップについては上乗せ利率を+0.1%に縮減**するとともに、特例制度の適用要件のうち財務要件(※)を撤廃する。

(※)減価償却前経常利益(税引き前利益に支払利息と減価償却費を加算したもの)が直近2期連続赤字ではない かつ 直近の決算で債務超過ではない

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活衛生関係営業者の資金繰りが円滑化することにより、経営が安定化し、衛生水準を適切に維持できることが見込まれる。

施策名：新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金

① 施策の目的

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うため仕事を休まざるを得ない保護者を支援するため、雇用されている方や委託を受けて個人で就業する予定であった方に対する支援を行う。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

③ 施策の概要

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者を支援するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金を支給する。

また、同様の理由で委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事ができなくなった場合にも支援する。（対象となる休暇等の期間を令和5年3月まで延長する。）

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

●支給対象者

- ・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主
- ・子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者

●対象となる子ども

① 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども

※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

② i) ~ iii) のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども

i) 新型コロナウイルスに感染した子ども

ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども

iii) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

●支給額

- ・労働者を雇用する事業主の方：休暇中に支払った賃金相当額
- ・委託を受けて個人で仕事をする方：就業できなかった日について、定額

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるを得ない保護者を支援し、休みが取りやすい環境の整備を進める。

【○雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援】
 施策名：雇用調整助成金の特例措置等の段階的な縮減
 （雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金）

令和4年度第二次補正予算案 1,407億円
 ※一般会計 265億円、労働特区(雇) 1,141億円

職業安定局
 雇用開発企画課
 （内線5813）

① 施策の目的

雇用情勢は緩やかに持ち直しており、足下では多くの産業で人手不足感が強まっていること等も踏まえ、円滑な労働移動を図り、成長分野等における労働需要に対応する観点から、雇用調整助成金の特例措置等について段階的に縮減していく。

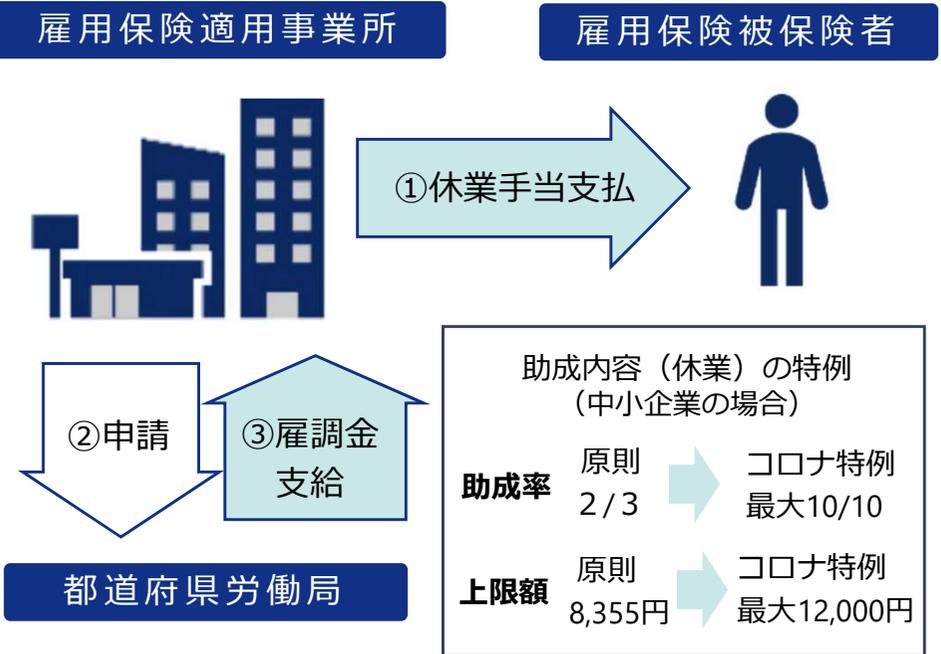
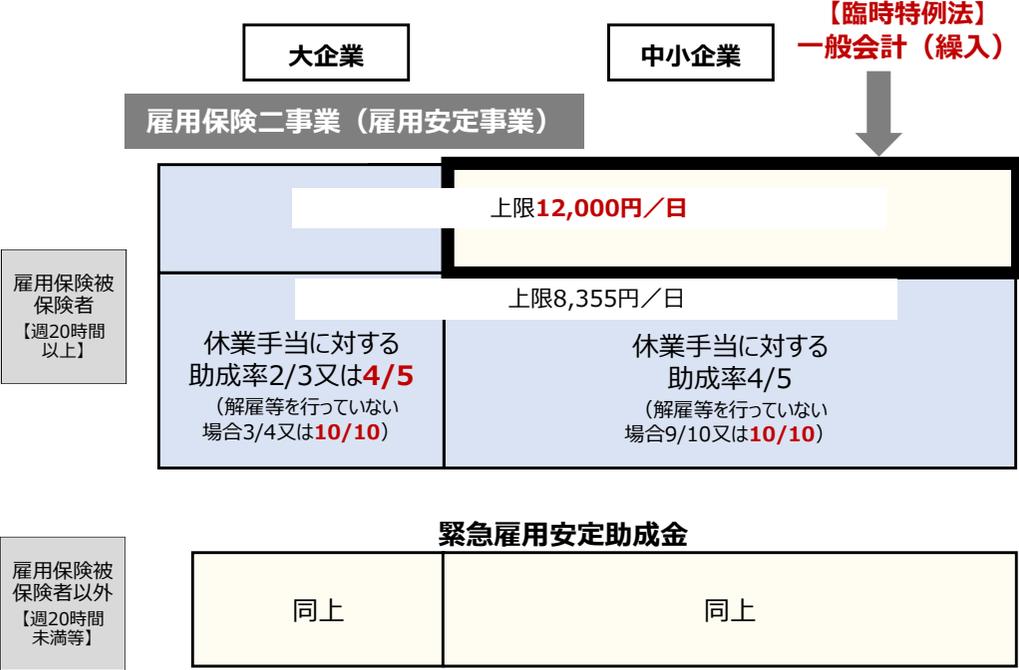
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

③ 施策の概要

雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



※ 雇用調整助成金は、雇用保険被保険者である従業員を休業させた場合、緊急雇用安定助成金は、雇用保険被保険者以外の従業員を休業させた場合に支給。

※ 令和4年12月以降は通常制度へ移行するが、令和4年12月～令和5年3月の間、引き続き支給要件等の緩和を継続するとともに、特に業況が厳しい事業主について、令和4年12月～令和5年1月の間、日額上限・助成率を通常制度よりも高くする等の経過措置を講じる。令和5年4月以降の在り方は改めて公表予定。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和4年10月21日までの累計で、のべ735万件、約6兆1,368億円を支給決定しており、雇用の維持を図るための支援を行う。

【〇雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援】

令和4年度第二次補正予算案 376億円
 ※一般会計 159億円、労働特会(雇) 217億円

職業安定局雇用保険課
 (内線5757)

施策名:新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・休業給付金

① 施策の目的

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方の生活の安定を図る。

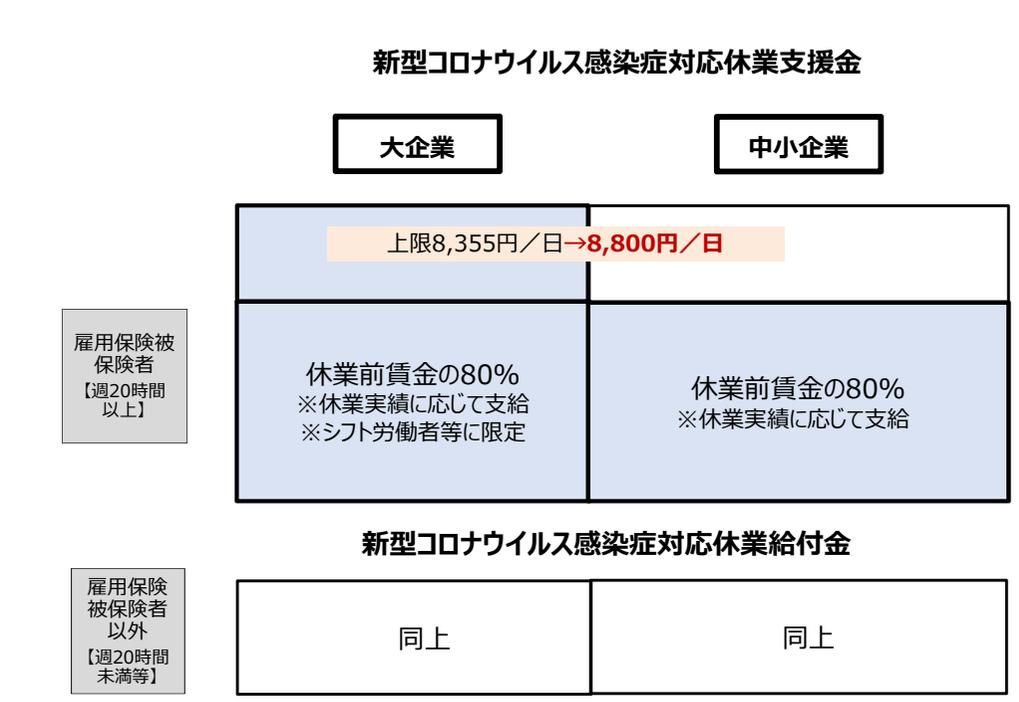
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

③ 施策の概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・休業給付金を支給する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



施策の概要

【対象者】
 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により、事業主が休業させた中小企業の労働者及び大企業のシフト労働者等

【支援金額の算定方法】
 休業前の1日当たり平均賃金 × 80% × (各月の休業期間の日数 - 就労した又は労働者の事情で休んだ日数)
 1日当たり支給額(8,355円※が上限)
 ※ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設(飲食店等)の労働者については、令和4年10月1日～11月30日の期間において8,800円。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和4年9月22日までの累計で、のべ約474万件、約3,373億円を支給決定をしており、労働者の生活の安定を図るための支援を行う。

【マイナンバーカードと健康保険証等の一体化に向けた取組
(オンライン資格確認の用途拡大等の推進)】

施策名: 訪問診療等におけるオンライン資格確認等に係るシステム改修及び導入に係る財政支援

令和4年度第二次補正予算案 224億円
※用途拡大システム改修51億円、導入に係る
財政支援173億円

保険局医療介護連携政策課
保険データ企画室
(内線3228)

① 施策の目的

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認等システムについて、用途拡大のための改修を行う。また、訪問診療等におけるオンライン資格確認等の導入に係る財政支援を行う。

② 対策の柱との関係

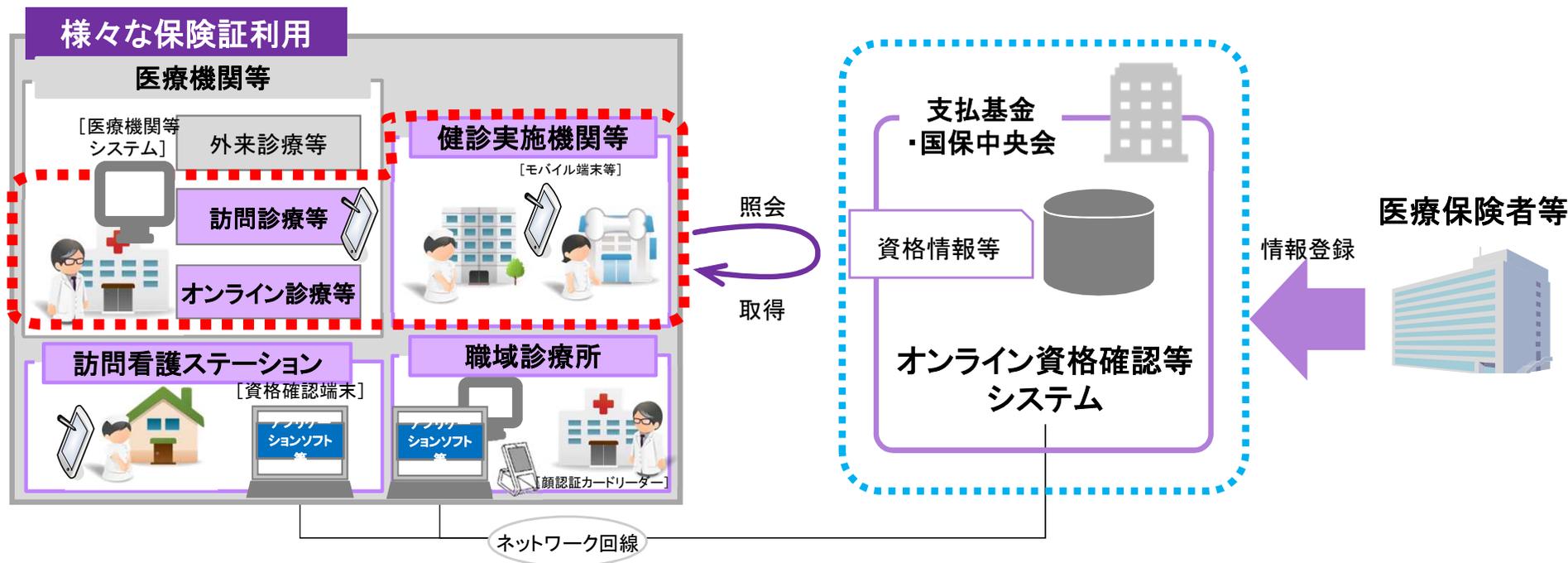
1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

オンライン資格確認等システムを基盤として、現行の保険医療機関・薬局における外来診療等におけるサービス以外(訪問診療やオンライン診療等、健診実施機関等)においても、保険資格情報等をオンラインで確認することができる仕組みを構築し、各施設が導入できるようにする。また、訪問業態(訪問診療・訪問歯科診療・訪問服薬指導・訪問看護等)やオンライン診療を実施している医療機関・薬局、健診実施機関等において、令和6年4月からオンライン資格確認を使用できるようにする必要があることから、医療機関・薬局、健診実施機関等におけるシステム改修等を行う。

※訪問診療やオンライン診療等に係るシステム改修とあわせて、マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載に係る対応も行う。
職域診療所等におけるオンライン資格確認については、既存予算により構築する仕組みについて、外部連携テスト等の導入準備等を行う。
また、審査支払機関を介さずに行った保険診療に係る薬剤情報を収集するための仕組みの構築も行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等 ※(用途拡大システム改修:青点線、導入に係る財政支援:赤点線)



● 実施主体 : 未定(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等を想定)

【マイナンバーカードと健康保険証等の一体化に向けた取組
(オンライン資格確認の用途拡大等の推進)】

令和4年度第二次補正予算案 6.8億円

保険局医療介護連携政策課
保険データ企画室
(内線3228)

施策名: オンライン資格確認システム等の計画支援及び周知広報支援経費

① 施策の目的

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認等システムについて、用途拡大のための周知広報支援を行う。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

訪問診療等の新たに構築する仕組みについて、医療関係者等が円滑な作業や運用を行えるようにするため等の周知広報支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【〇マイナンバーカードと健康保険証等の一体化に向けた取組
(オンライン資格確認の用途拡大等の推進)】

施策名:マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修等

令和4年度第二次補正予算案 56億円

保険局国民健康保険課、保険課、高齢者医療課
医療介護連携政策課保険データ企画室
医療費適正化対策推進室
(内線3256)

① 施策の目的

マイナンバーカードと健康保険証の一体化を加速し、2024年秋の健康保険証廃止を目指すため、その実現に向けたシステム改修等を行う必要がある。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

各保険者が導入しているシステム等において、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を加速し、2024年秋の健康保険証廃止を目指すための所要の機能を追加する。また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る周知広報等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

マイナンバーカードと健康保険証の一体化を加速し、2024年秋の健康保険証廃止を目指すための対応として、各保険者が導入しているシステム(市町村事務処理標準システム、国保総合システム、広域標準システム等)について、各保険者(市町村国保、広域連合、協会けんぽ、健康保険組合)で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う所要のシステム改修を行う。また、被保険者(国民)や医療機関等に対し、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る周知広報等を行う。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

システム改修等の実施により、各保険者におけるマイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る事務を円滑に進めることができ、ひいては国民のマイナンバーカードの保険証利用の促進を図ることができる。

施策名: 医療扶助のオンライン資格確認の導入に係るシステム改修経費等

① 施策の目的

令和5年度中からの導入を目指す医療扶助のオンライン資格確認について、令和5年1月の電子処方箋の導入等の機能拡大や、システム標準化への対応等を追加的に行うことで、医療扶助の更なる適正運営と被保護者に対するより良い医療の提供を図る。

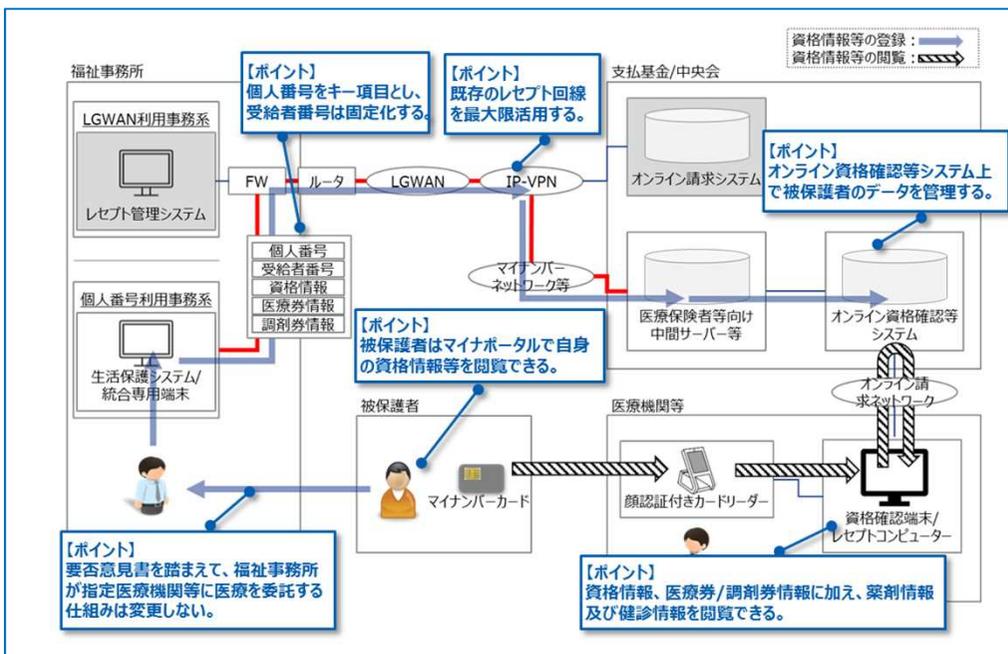
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けたオンライン資格確認等システム等のシステム改修において、電子処方箋等の機能拡大、及びシステム標準化に係る標準仕様書(1.0版)に対応するために必要となる改修に追加的に対応することで、医療扶助のオンライン資格確認においてこれらの機能等を実装可能にする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



1. 社会保険診療報酬支払基金への補助(定額補助)

- 社会保険診療報酬支払基金が保有するオンライン資格確認等システム及び医療保険者中間サーバー等の改修(※)に係る費用等への補助
※ 医療保険に対応しているオンライン資格確認等システム及び医療保険者中間サーバー等について、福祉事務所の既存システムとの情報連携を行い、福祉事務所からの医療扶助に関する情報の登録及び医療機関における医療扶助の資格確認を可能とするための改修

【実施主体】社会保険診療報酬支払基金

2. 自治体への補助(定額補助)

- 各福祉事務所の生活保護等システムの改修に係る費用等への補助
※ 各福祉事務所の生活保護等システムについて、オンライン資格確認等システム等と情報連携し、医療扶助に係る資格情報や医療券情報の登録を可能とするために必要となるシステム改修を行う費用等への補助
- 各福祉事務所における被保護者のマイナポータル上での初回利用登録の支援に係る費用等への補助

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所を設置する町村

⑤ 成果イメージ(負担軽減効果)

マイナポータルや医療機関での閲覧情報の拡大等により、よりよい医療の提供が可能となるとともに、関係機関間の情報連携を強化することにより更なる医療扶助の適正化が図られる。

① 施策の目的

令和5年度中からの導入を目指す医療扶助のオンライン資格確認について、指定医療機関・指定薬局におけるレセプトコンピュータ等既存システムの改修が必要となるため、当該費用について国庫補助を行う。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

本年秋に医療機関等におけるシステムの改修内容が整理されるため、医療機関において早期からシステム改修に着手できるよう、令和4年度中から医療機関等への補助を実施する。
 ※医療保険におけるオンライン資格確認の仕組みを最大限活用し、医療扶助のオンライン資格確認導入を目的としての顔認証付きカードリーダーの新たな提供は行わない。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 医療機関等(間接補助)

【補助率】 病院, 大型チェーン薬局: 1/2, 診療所・薬局(大型チェーン薬局を除く): 3/4

○ 指定医療機関・指定薬局におけるレセプトコンピュータ等のアプリケーションの改修、パッケージソフトの購入・導入、レセプトコンピュータ等の既存システムの改修等に対して、以下の上限額で補助を行う。

	病院	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン薬局以外)
費用の補助内容	28.3万円を上限に補助 ※事業額56.6万円を上限に、その1/2を補助	3.6万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、その1/2を補助	5.4万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、その3/4を補助

※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額

- 医療機関等への補助金の交付事務について、社会保険診療報酬支基金へ補助を行う。(具体的な事務の例)
- ・ 交付申請書等の受付・取りまとめ
 - ・ 申請内容の確認
 - ・ 医療機関への修正依頼
 - ・ 申請書類の差し替え
 - ・ データ入力
 - ・ 医療機関からの問い合わせ対応
 - 等



⑤ 成果イメージ(負担軽減効果)

医療機関において、診察時に本人同意のもとで健診情報等を閲覧することが可能となることにより、適正な医療サービスを提供することが可能となるほか、直ちに資格確認を行うことによる医療扶助の適正な運営が図られる。

施策名:全国医療情報プラットフォーム開発事業

① 施策の目的

国民の健康増進及び質の高い医療の提供に向けて、健康・医療分野のデジタル化を推進する。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

オンライン資格確認等システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定健診情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、電子カルテ等の医療機関等が発生源となる医療情報(介護含む)について、クラウド間連携を実現し、自治体や介護事業者等間を含め、必要なときに必要な情報を共有・交換できる全国的なプラットフォームを構築する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

デジタル化によって国民がマイナポータルを通じて自身のデータを直接把握し、健康増進に役立てられるとともに、その情報の利活用によりヘルスケア産業の振興にも繋がる。さらに、医療DXが進むことによって、医療機関のみならず自治体や介護事業者等の業務の効率化や、医療・介護現場でより多くの情報が共有・活用されることで、切れ目のない質の高い医療・介護サービスの提供が可能となる。

① 施策の目的

マイナンバーカードを活用した介護保険被保険者証の在り方や「全国医療情報プラットフォーム」に係る介護情報基盤の実務的・システム課題を整理する。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

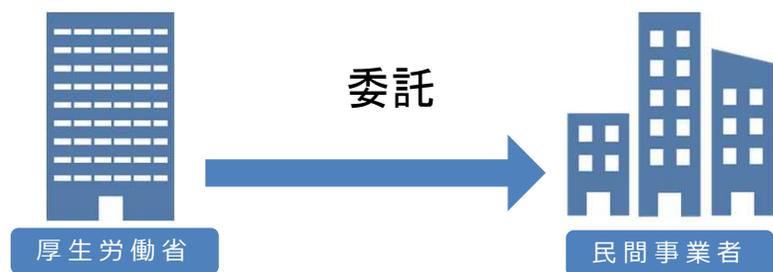
マイナンバーカードを活用した介護保険被保険者証の在り方については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、令和4年中に被保険者証そのものの在り方について見直し方策を検討し、保険者等の関係者と合意をした上で、環境整備・システム開発を行い、令和5年度以降に本格運用することとされている。

また、全国的な保健医療情報の共有基盤である「全国医療情報プラットフォーム」については、介護情報も含めることとされており、全体像が見えてきた中で、介護保険分野のデジタル化については、最新の状況を踏まえて検討を行っていく必要がある。

こうしたことを踏まえ、マイナンバーカードを活用した被保険者証の在り方や「全国医療情報プラットフォーム」における介護情報基盤に係る、実務的・システムの課題を整理するための調査研究を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○ 施策のスキーム



【実施主体】

民間事業者

【事業内容】

- ① マイナンバーカードを活用した被保険者証や「全国医療情報プラットフォーム」における介護情報基盤の検討を行うに当たり、プロジェクト全体の管理を行う。
- ② マイナンバーカードを活用した被保険者証や「全国医療情報プラットフォーム」における介護情報基盤について、課題を整理し、必要となる関係システムの整備方針を検討し、各システムの業務要件の整理を行う。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

マイナンバーカードの利活用を進めることで、事務の効率化・介護サービスの質の向上が期待される。

① 施策の目的

令和5年1月からの電子処方箋の運用開始に向けて、安全かつ正確な運用のための環境整備を進め、電子処方箋の導入促進を図る。

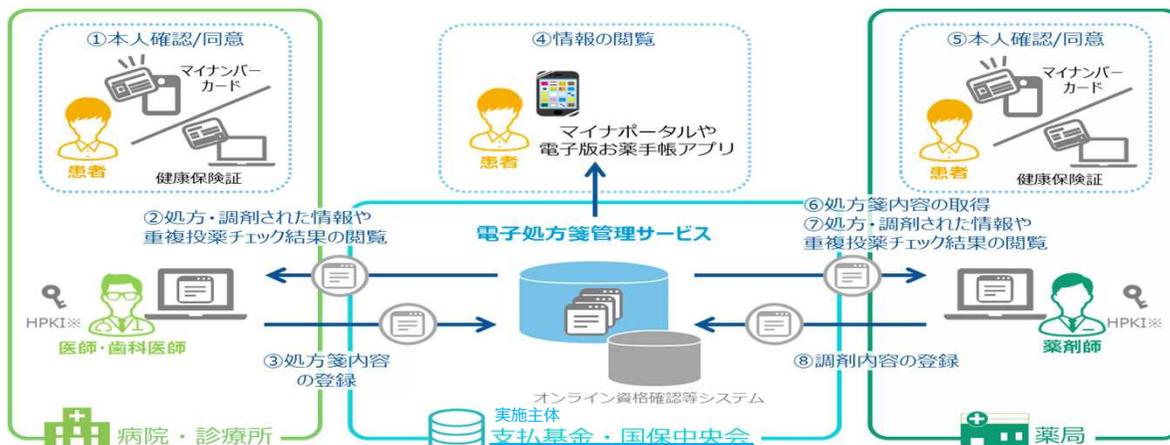
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

- 1) 当初想定していなかった事象に対応するための電子処方箋管理サービスの改修等
- 2) 運用開始時より導入を図る医療機関・薬局のうちから一部の施設を抽出し、運用ルールの検証や、効果的な服薬指導実現のためのガイドライン策定に向けモデル事業を実施
- 3) オンライン資格確認等システムを導入している概ね全ての医療機関等が電子処方箋管理サービスを導入するよう説明会、周知広報を実施

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



※HPKI (Healthcare Public Key Infrastructure) 医師、薬剤師等の国家資格と院長、管理薬剤師等の管理者資格を証明することができる保健医療福祉分野の電子証明書

1. 電子処方箋管理サービスの円滑運用に向けた環境整備

(社会保険診療報酬支払基金への補助金)

- 1) 電子処方箋管理サービスの追加開発・改修費用
 - ・運用開始後に新たに整備が必要となる追加システムの開発及び改修要する費用
- 2) 電子処方箋管理サービスの稼働準備支援等
 - ・システム設計・開発費等の工程管理
 - ・運用開始直後のフォローアップに要する費用
- 3) 電子処方箋管理サービスのコールセンター
 - ・医療機関・薬局向けポータル及びコールセンター

2. 電子処方箋を活用したモデル事業 (民間団体等へ委託)

- 1) 事例の収集及びガイドライン等の作成

3. 電子処方箋に関する周知広報事業 (民間団体等へ委託)

- 1) 医療機関・薬局及びベンダ向け説明会、周知広報等の実施
- 2) 一般国民向け周知広報の実施

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

電子処方箋導入促進のための環境整備を進めることにより、電子処方箋そのもののメリットを享受可能な範囲を広げ、国民の健康増進や質の高い医療の提供に向けた健康・医療分野のデジタル化といった医療DXの推進を図ることができる。

施策名:保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及事業

① 施策の目的

令和5年1月から運用が開始される電子処方箋は、これを発行する場合、電子署名が必要となるため、電子処方箋導入促進の観点から現時点で電子署名可能な資格確認・本人確認証であるHPKIカードの普及拡大を進める。

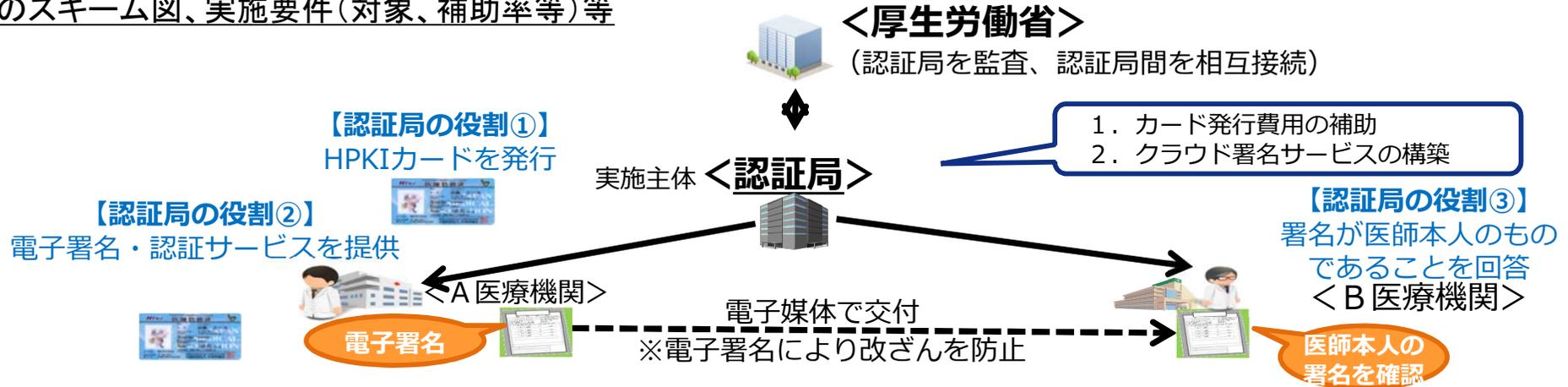
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

電子処方箋へ電子署名が行えるよう、認証局にカード発行費用を補助し、HPKIカードの普及推進を行う。また、カードの発行を前提に、カードの紛失や緊急に処方箋に署名が必要な場合といった万が一の事態に備えてカードレスでも電子署名することができるクラウド署名サービスの構築を行い、その利便性の向上を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



※ 医師等の国家資格確認を有する者による作成を求められている文書については、HPKI以外に、クラウド型電子署名など電子署名事業者が提供する電子署名(電子署名法第2条第1項の要件を満たすもの)であって適切な外部からの評価を受けるなど一定の要件を満たすものや国家資格確認に対応した公的個人認証サービス(マイナンバーカード)を用いた電子署名なども利用可能であるが、現時点で実際に事業者から既に提供されている電子署名等はHPKIカードのみとなっている。

※HPKI(Healthcare Public Key Infrastructure)とは、保健医療福祉分野の国家資格(医師、歯科医師、薬剤師など)保有情報を含んだICカードを用いて、システムにアクセスしようとしている利用者の認証や電子署名付与を可能とする仕組み。例えば、電子的診療情報提供書の作成者の医師資格の有無の検証が可能となるもの。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

HPKIカードの普及拡大により、電子処方箋の導入も促進されることから、電子処方箋のメリットを享受可能な範囲が広がり、国民の健康増進や質の高い医療の提供に向けた健康・医療分野のデジタル化といった医療DXの推進を図ることができる。

【〇整合的かつ効率的な審査支払機能の運用に向けた国保総合システムの整備】

施策名: レセプト審査事務効率化のためのシステム改修経費(国保総合システム改修)

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

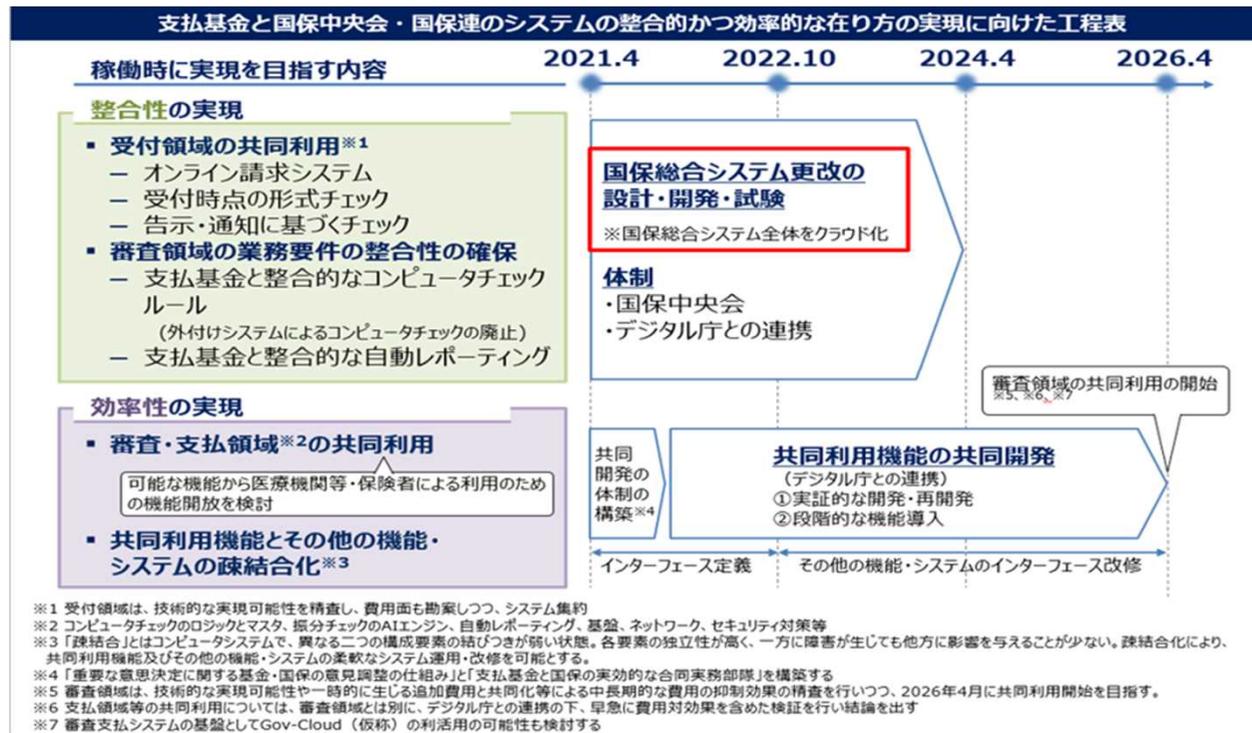
① 施策の目的

現行の国保総合システムは、令和5年度末に保守期限を迎えるため、システム更改が必要となる。更改にあたっては、審査支払機能改革の中で、「支払基金と国保中央会等の双方の審査支払業務が整合的かつ効率的に機能することを実現する。」とされており、その実現に向けたシステム改修を行う。

③ 施策の概要

国民健康保険団体連合会が診療報酬の審査支払等を行うための国保総合システムについて、社会保険診療報酬支払基金との審査基準の統一化や審査システムの整合的かつ効率的な運用を実現するため、令和3年3月に策定した「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、令和6年度の次期更改に向けたシステム改修を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

審査システムの整合的かつ効率的な運用が実現することにより、国民への平等な医療サービスの提供に資することになる。

施策名: 予防接種事務デジタル化等事業

① 施策の目的

デジタル化の推進により、効率的にワクチン接種を進める仕組みを構築するとともに、匿名予防接種データベースの整備等により、予防接種の有効性・安全性に関する調査・研究の充実を図る。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

予防接種に関してマイナンバーカードを活用した資格確認を導入するとともに、予防接種の実施状況及び副反応疑い報告等に関するデータベースを整備し、他のデータベース等との連結解析や外部研究機関への情報の提供を可能とする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

① 予防接種実施事務の効率化

- 医療機関がマイナンバーカードを用いたオンライン対象者確認を実施。予診票・接種券を電子化する。
- オンライン対象者確認・オンライン費用請求により、自治体の接種記録の管理、自治体及び医療機関の費用請求・支払事務を効率化する。

② データベースの構築による効率的・効果的な調査・研究を可能とする

- 予防接種の実施状況・副反応疑い報告の匿名データベース(予防接種データベース)を整備する。NDB等との連結も可能にすることにより、予防接種の有効性・安全性に関する調査・研究の充実を図る。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

予防接種にかかる国民の利便性向上、地方公共団体や医療機関の事務負担の軽減が図られる。また、匿名化された予防接種に関する情報を外部研究機関に提供することで、予防接種の有効性・安全性に関する調査・研究が充実する。

① 施策の目的

がん^(※)や難病患者を対象として、全ゲノム解析及びマルチオミックス解析等を実施し、得られる全ゲノムデータ、マルチオミックスデータ、臨床情報等を搭載した質の高い情報基盤を構築し、それらを民間企業やアカデミア等が利活用することにより、創薬や新規治療法などの開発を目指す。さらに解析結果等の速やかな日常診療への導入や、新たな個別化医療の推進を通して、国民へ質の高い医療を届けることを目指す。

※ 本実行計画における「がん」とは、難治性がん、希少がん、小児がん、遺伝性がん等の、全ゲノム解析等による一定の効果が見込まれるが、民間だけでは研究・創薬等が困難ながん種を想定。

② 対策の柱との関係

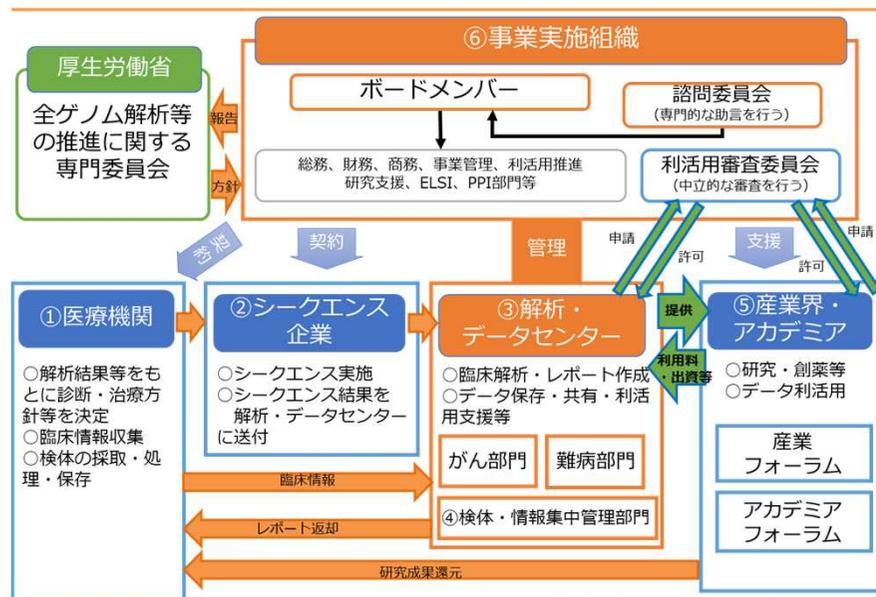
1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

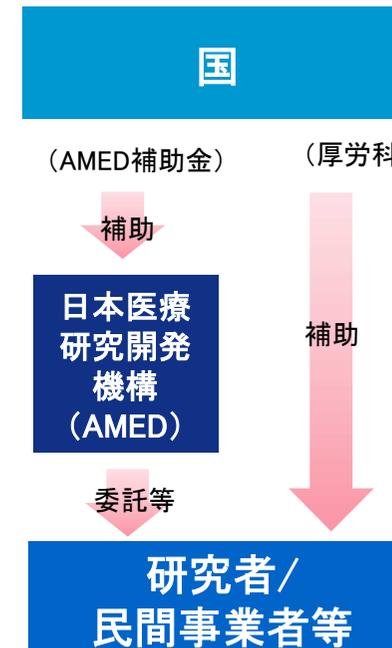
「全ゲノム解析等実行計画2022」(令和4年9月策定)を推進するため、①全ゲノム解析等及びその結果の患者還元、②データ利活用の準備等(全ゲノム解析等による出口を加速するための臨床研究、利活用環境の整備等)、③事業実施組織の構築に向けた検討に必要な研究費用について措置を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

事業実施組織発足後の事業実施体制(案)



(「全ゲノム解析等実行計画2022」抜粋)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

現在闘病中のがん患者・難病患者の診断、治療に役立つデータを速やかに患者に還元し、がん・難病の患者に新たな個別化医療を提供するとともに、産官学の関係者が幅広く分析・活用できる質の高い情報基盤の構築に向けた検討を行うことで、新たな診断技術や革新的新薬を開発する民間企業が成長できる環境を整備し、我が国発のイノベーションの創出を目指す。

施策名: 遺伝子治療実用化基盤整備促進事業

① 施策の目的

in vivo 遺伝子治療は、希少疾患に対する根治治療となりうるためグローバルには多くの製品開発が行われている一方で、我が国では有望なシーズがあるものの、研究開発が進んでいないことから、「実用化」を推進するため、基盤強化のための取組を行う。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

製造開発や臨床研究を支援する中で、遺伝子治療の臨床研究に強みを持った病院を増やし、臨床研究に必要な人材への教育支援も行い、オールジャパンで遺伝子治療の研究開発を推進する。

具体的には、大学病院や企業団体等の有識者で構成される、遺伝子治療を支援するコンソーシアムを組織する。本コンソーシアムがシーズ開発から研究者の支援を行い、より実用化に向けて効率的なプロセス開発を行えるように支援する。

また、知財取得や規制対策支援、治験参加患者ネットワーク支援等、開発から臨床試験まで円滑に進むような支援も行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

民間事業者等に対し、事業に要した経費を支出



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

遺伝子治療における2040年の世界市場規模は、約7兆円と見込まれている一方で、2019年時点の我が国の市場規模は100億円にも満たない状況である。本事業により国内の遺伝子治療領域の研究開発を支援することで、国内投資の増加や製品開発成功等による経済波及効果があると考えられることから、長期的には歳出改革効果があるものとする。

① 施策の目的

我が国の臨床研究等のデータベースには、検索機能が不十分という課題があることから、高度な検索機能を実現することで、国民・患者目線に立ったデータベースの再構築を図る。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

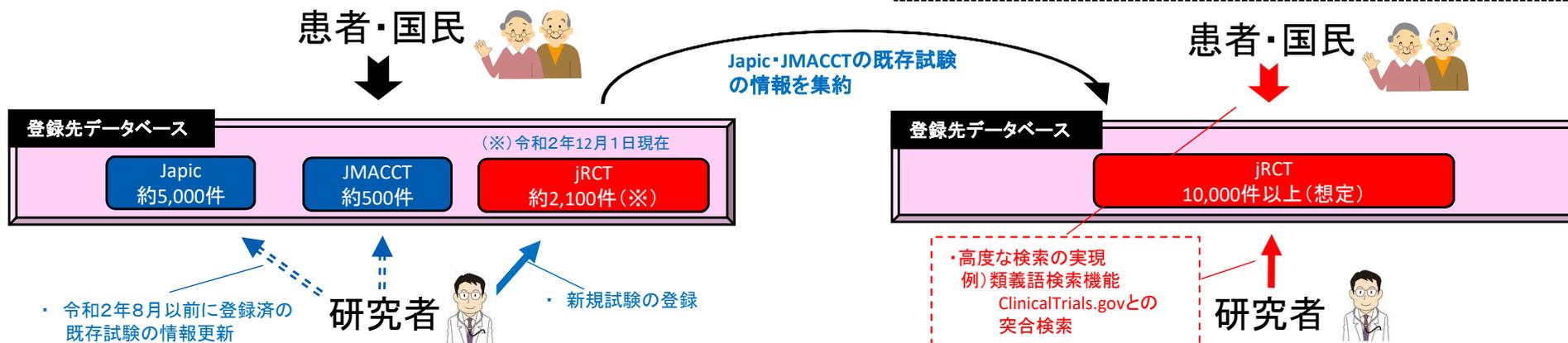
本事業では、データベース統合後の高度な検索機能を実現し、ClinicalTrials.govとの突合検索等が可能な検索環境とすることで、より国民・患者目線に立ったデータベースの構築を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等 ◆ 実施主体：民間企業等

【参考：治験・臨床研究のデータベースについて】

(令和2年9月～)
新規試験については、すべてjRCTに登録。

(データベース集約後：令和5年3月末)
既存試験を含む実施中の試験がすべてjRCTに登録される。
(～令和5年3月末)高度な検索機能等を実装したデータベースの構築。



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

患者、研究者、国民のニーズや利便性に適合した検索機能を確立することにより、治験・臨床研究における検索機能の向上を図るとともに、国民・患者等に治験等に関する十分な情報提供を行うことで、治験等への理解を深めるとともに、治験等への参加を促進することにつなげていく。

① 施策の目的

臨床研究の実施促進に向け、利益相反（COI）管理について、研究の透明性・信頼性を担保しつつ、手続きの合理化を目的として、研究者自らCOI情報を登録し公開する機能を臨床研究データベースに追加する形で検討を行う。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

医薬品や医療機器の臨床研究・治験や再生医療に精通する専門家による助言のもと、研究者自らCOI情報を登録し、公開する機能を臨床研究データベースに追加する形で検討する。本事業の検討結果を通して、臨床研究の透明性の確保、研究関係者のCOI管理の負担軽減に向けた機能とするとともに、医学研究に関連する利益相反管理に広く活用できる機能とする。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等 ◆実施主体：民間企業等

データベース構築のイメージ

※臨床研究データベースの一部機能とする

研究責任医師等

- 寄付金
- 寄付講座への所属
- 個人的利益
- 企業役員への就任有無
- 株式の保有、出資
- その他の利益相反

臨床研究

- 研究資金の提供
- 物品、施設等の無提供・貸与
- 役務の提供（無償、安価）
- 対象企業在籍者等の従事

随時登録可能
登録は任意



特定臨床研究のCOI管理手順

- ① 研究責任医師等によるCOI管理DBへの登録
 - ② 利益相反管理基準・管理計画の作成
 - ③ COI管理DBから該当者の情報を出力
 - ④ CRB（※）による利益相反管理基準・管理計画の審査
- （※）認定臨床研究審査委員会

医学系指針におけるCOI管理のDB利用

各研究者からのCOI申し出についてDB情報の利用が可能

- 公開により第三者視点での透明性を確保し、所属医療機関の確認に代替
- 研究関係者のCOI管理の負担軽減

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

研究者自らCOI情報を登録し公開する機能を臨床研究データベースの一部機能として追加することで、臨床研究の透明性・信頼性を確保するとともに、研究関係者のCOI管理の負担軽減につなげる。

① 施策の目的

次のパンデミックに備えた治療薬等の研究開発を支援する。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	○

③ 施策の概要

新型コロナウイルス感染症の経験をふまえ、次に発生するパンデミックに平時から備えておくことは重要である。公衆衛生危機管理上必要とされる新型コロナウイルス感染症を含む重点感染症の候補リスト等を対象とした疫学調査、病態解明などの基礎研究、流行の抑制につながる基盤技術や治療法、社会活動の維持等に必要な感染予防・管理に関する技術開発、医薬品や医療機器等の研究を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

次のパンデミックに備えるための治療薬等の必須対抗手段の基盤に関する研究開発促進等により、感染症危機管理体制の強化を行う。

施策名: ウィズコロナの新たな段階への移行に向けた研究及び次の感染症危機に備えた公衆衛生体制の強化に資する研究

① 施策の目的

「Withコロナに向けた政策の考え方」(令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に基づき、今までの知見を生かしてウィズコロナの新たな段階への移行に向けた新たな研究を推進するとともに、次の感染症危機に備えるために戦略的な取組を推進するべく公衆衛生危機体制の強化に係る政策研究について抜本的強化を行う。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	○

③ 施策の概要

新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業において研究者及び民間事業者等に対して補助を行い研究を推進する。
(研究の具体例)

【ウィズコロナの新たな段階への移行に向けた研究】

- ・感染状況・感染対策等の評価
- ・他国でのウィズコロナ対策の状況調査
- ・最新の知見に基づく新型コロナウイルス感染症関連手引きの更新
- ・新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る研究の推進

【次の感染症危機に備えた公衆衛生危機体制の強化に資する研究】

- ・感染症危機管理体制の構築及び強化
- ・サーベイランスや疫学調査の強化
- ・国際感染症に関する情報集約と対策
- ・感染症のリスク評価や重点感染症の指定
- ・感染症危機管理医薬品等の適切な確保
- ・感染症危機管理医薬品等の研究体制の強化
- ・感染症指定医療機関の体制構築の強化
- ・感染症対策に係る人材育成
- ・感染症危機におけるリスクコミュニケーション手法

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施体制



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

研究によってもたらされた成果を施策に活用するとともに、研究成果を用いて感染症危機が発生した際に必要な公衆衛生体制を強化する。

施策名：国内外の感染症治療薬開発動向等調査事業

① 施策の目的

新興・再興感染症等による健康危機管理に備えるため、国内企業の感染症治療薬開発、製造力を強化するにあたり、国内企業の強み弱みを調査して適切な支援に繋げる。

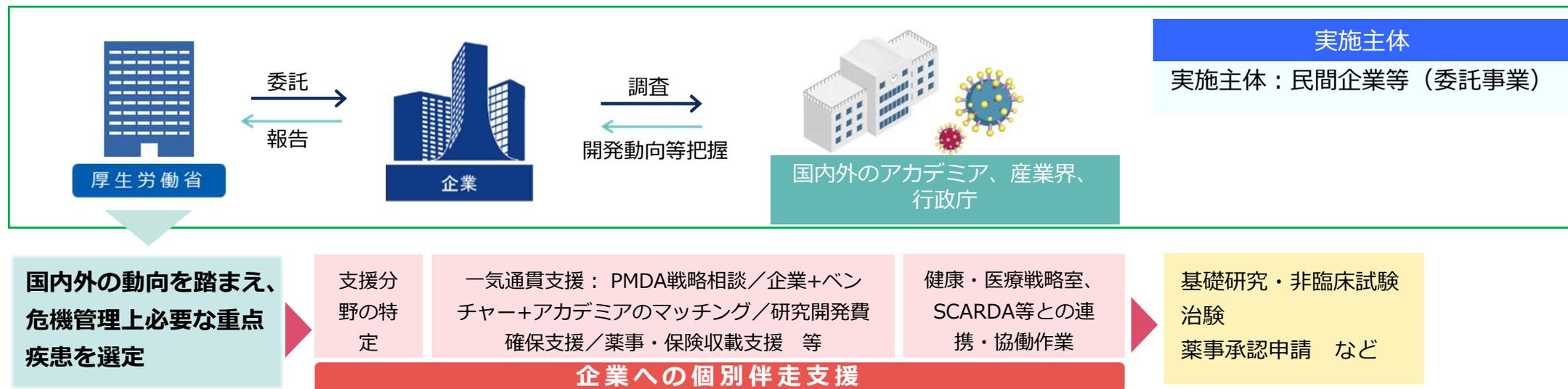
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

③ 施策の概要

研究開発段階における、円滑な治験実施や薬事承認等に向けた個別伴走支援を通じて産官学協力を推進し、迅速な開発・供給に万全を期すため、国内のアカデミアや産業界における、感染症治療薬、ワクチンやこれらの開発につながるモダリティの開発動向を調査・分析し、レポートにまとめる。また、米国、欧州について、感染症治療薬、ワクチンやこれらの開発につながるモダリティの開発動向、および行政庁を含めた公的機関による開発助成の取り組みとその予算額を調査し、上記調査により得られた情報を整理し、各国の特徴、有利な点、限界点等を比較分析する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

平時から国内における感染症治療薬の開発及び製造能力を確保することによって、本邦における医薬品産業の幅が拡がり、相応の雇用や投資拡大が見込まれる。（感染症治療薬のグローバル市場規模約90兆円のうち、国内企業のシェアは7%未満。）本調査事業により開拓可能性の高い分野を限定しリソースを集中させることで、国内企業の国際競争力強化に資すものとする。

施策名：出産・子育て応援交付金の創設

① 施策の目的

- ・核家族化、地域とのつながりの希薄化により、孤立感、不安感を抱く妊婦・子育て家庭が少なくない
- ・全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即して必要な支援につなぐ伴走型相談支援を推進
- ・伴走型相談支援の実効性をより高めるため、経済的支援を一体的に実施

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

市区町村の創意工夫により、妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に対し、出産・育児等の見通しを寄り添って立てるための面談や継続的な情報発信等により必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する交付金を創設

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

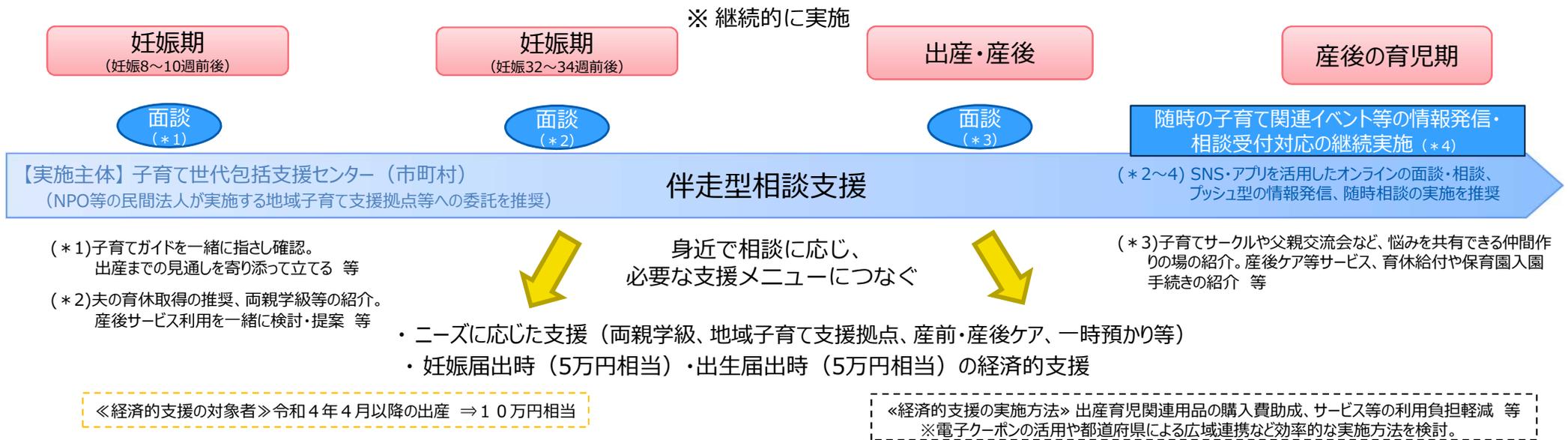
【実施主体】市区町村

【対象者等】妊婦・子育て家庭

【補助割合】国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6

※システム構築等導入経費は国10/10

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本交付金を活用した伴走型相談支援により、出産・育児等の見通しが立ち、妊婦等の孤立感・不安感が軽減されるとともに、経済的支援と組み合わせた形で実施することで、必要な支援メニューが子育て家庭に確実に届く。また、本事業を通じて優良事例を収集することで、妊娠・出産・育児を通じた切れ目ない包括的支援の提供体制や具体的な制度設計が進み、包摂社会の実現につながる。

【〇「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進】

令和4年度第二次補正予算案 155億円
※「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の総額は234億円

子ども家庭局保育課(内線4837)
障害保健福祉部障害福祉課
(内線3048)

施策名: 子どもの安心安全対策

① 施策の目的

子どもの安全対策を強化するため、安全管理マニュアルの整備、登園管理システムの普及、送迎バスの安全装置改修支援など、子どもの安全を守るための支援を行う。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

③ 施策の概要

子どもの安全対策として、子どもの送迎用バスへのブザーなどの設置や、登降園管理システムにICTを活用した子ども見守りサービスの導入に係る経費のほか、マニュアル順守のための研修会・説明会を実施するために必要な経費の支援を行うとともに、送迎用バスに設置する安全装置の推奨リストの作成に必要な経費を計上する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業概要】

- (1) 送迎用バスの改修支援(厚生労働省・文部科学省計上)
送迎用バスのブザーなどの設置等に必要な経費を支援
- (2) ICTを活用した子どもの見守り支援(厚生労働省・文部科学省計上)
ICTを活用した子ども見守りサービスなどの安全対策に資する機器等の導入に必要な経費を支援
- (3) 登降園管理システム支援(厚生労働省・文部科学省計上)
適切な登降園管理を行うための登降園管理システムの導入に必要な経費を支援
- (4) 安全管理マニュアルの研修支援(内閣府計上)
運転手やバスに同乗する職員に対する安全管理の研修の実施に必要な経費を支援

【対象施設(文部科学省所管分も含む)】

保育所、認定こども園(幼稚園型認定こども園以外)、地域型保育事業所、認可外保育施設、放課後児童クラブ
障害児通所支援事業所
幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安を解消する。

施策名: 保育の受け皿整備(保育所等整備事業)

① 施策の目的

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、できるだけ早く待機児童の解消を目指す。

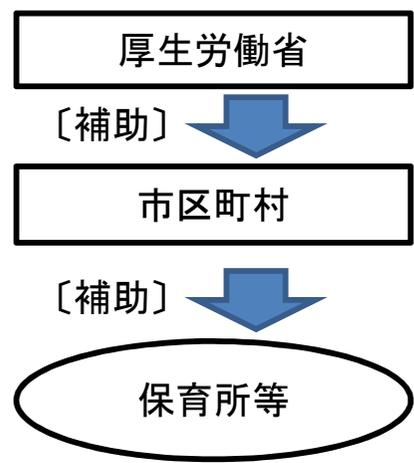
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

- ・「新子育て安心プラン」に基づき、約14万人分の保育の受け皿を令和6年度末までの4年間で整備する。(令和3年度から令和6年度末まで)
- ・「新子育て安心プラン」の着実な実施に向けて保育所等の整備に必要な経費等を計上する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



- 保育所等整備交付金
 - 【実施主体】市区町村
 - 【設置主体】社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(保育所及び認定こども園については公立を除く)
 - 【補助割合】 国:1/2、市区町村:1/4、事業者1/4
(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)
国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4
- 保育所等改修費等支援事業
 - 【実施主体】市区町村
 - 【補助割合】 国:1/2、市区町村:1/4、事業者1/4
(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)
国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

保育所等を整備することにより、待機児童を解消し、子どもを安心して育てることが出来るような社会を構築する。

【〇放課後児童クラブの受け皿整備・放課後子供教室との連携推進】

施策名：放課後児童クラブ整備促進事業

令和4年度第二次補正予算案 11億円
 ※年金特会(子) 11億円
 ※内閣府計上分

子ども家庭局子育て支援課
 (内線4845)

① 施策の目的

放課後児童クラブの整備を更に加速化させる必要があることから、待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し国が財政支援することにより、待機児童の早期の解消を図る。

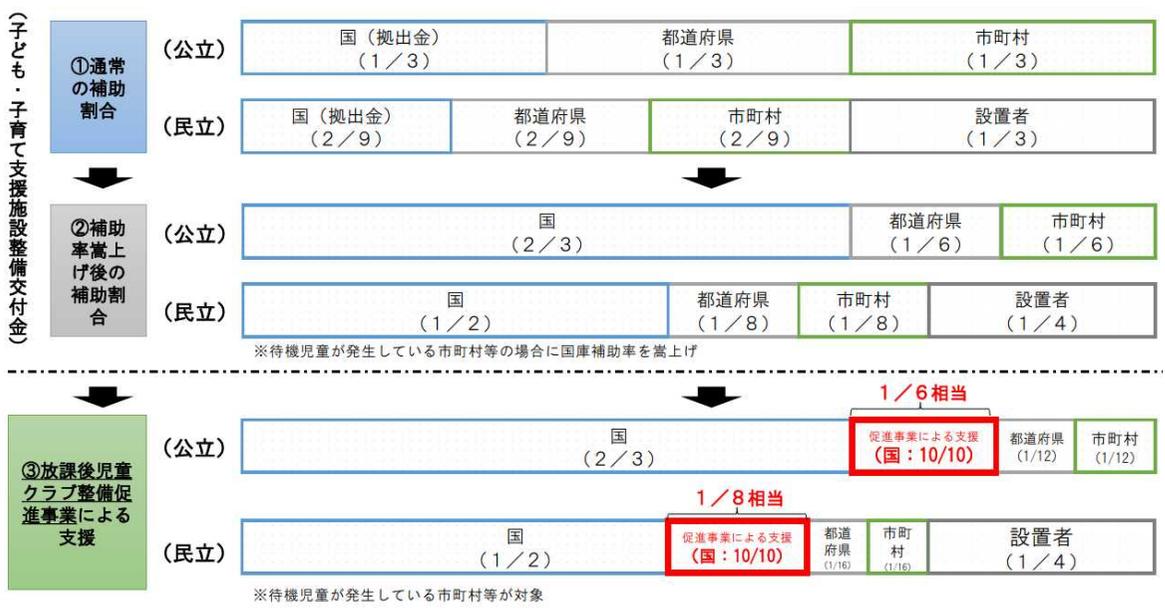
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

待機児童が発生している市町村等において放課後児童クラブを整備する場合、現状、子ども・子育て支援整備交付金により補助率を嵩上げしているが、待機児童の状況を踏まえると自治体における放課後児童クラブの整備を今まで以上に促進させる必要があることから、施設整備における補助率嵩上げ後の自治体負担分に対し本事業により補助を行うことにより、更なる負担軽減を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



(本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

自治体の負担割合を1/2軽減

(本事業を活用した場合の私立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

自治体の負担割合を1/2軽減

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

放課後児童クラブの待機児童解消のため、待機児童が発生している市町村等における放課後児童クラブの施設整備費の自治体負担分に対し、特例的に財政支援することにより、放課後児童クラブの整備を更に加速化させ、「新・放課後子ども総合プラン」の目標達成を目指す。

【〇放課後児童クラブの受け皿整備・放課後子供教室との連携推進】

令和4年度第二次補正予算案 1.0億円

子ども家庭局子育て支援課 (内線4845)

施策名：放課後児童クラブ等連携促進実証モデル事業

① 施策の目的

放課後児童クラブと放課後子供教室が連携して事業を実施し、放課後の子どもの居場所機能の強化を図るため、両事業に関わる者の連絡調整の場の設置、連携に資する事前準備から事業実施の検証を行うことにより、両事業の連携又は一体的実施を促進する。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

〇放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業を連携又は一体的に実施するための効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を創設する。
 <想定される業務内容>
 ・放課後児童クラブ担当部署、教育委員会、学校長、放課後児童クラブや放課後子供教室の職員等、PTA等両事業に関わる者が参画する場を設け、両事業の連携又は一体的実施に向けた課題の整理、実施方法等の検討を行う。
 〇事業実施後、放課後児童クラブと放課後子供教室が連携して実施した結果に関する報告書を作成する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 市町村
 【補助率】 定額(10/10相当)
 【補助基準額(案)】 1,685千円(1事業所当たり)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

放課後児童クラブと放課後子供教室の連携や一体型実施を促進することにより、こどもの安全・安心な居場所の確保が進むとともに、多様な体験・活動の提供が進む。

施策名：NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業

① 施策の目的

様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動、外遊びの機会に接することで、こどもの自己肯定感や自己有用感を高めることを目的とする。なお、現在のこどものおかれている状況を踏まえ、こども家庭庁の創設を待つことなく、こどもが安全・安心して過ごせる様々な居場所の検討を進めるものである。

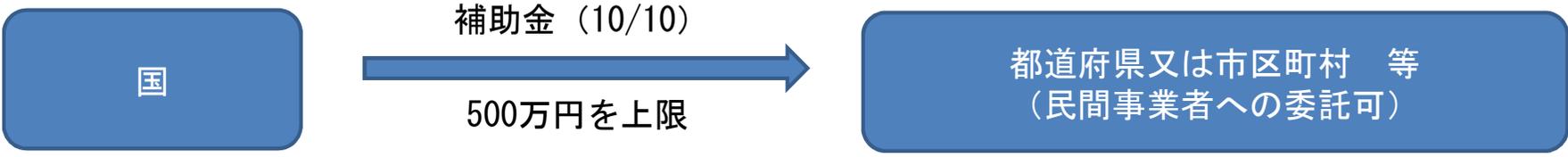
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

NPO等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を創設する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

今後のこども政策の基本理念として掲げた「全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上」を実現するために実施するもの。また、こども家庭庁設立後に策定する「こどもの居場所に関する基本指針(仮称)」にも反映させることを想定している。本事業の実施により、現在民間団体が独自に行っている取組が普及し、新たな事業展開が図られることで地域の活性化も期待できる。

施策名:ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業

① 施策の目的

困窮するひとり親家庭等や要支援世帯の子ども等を対象とした子ども食堂など、こどもの居場所や食への支援を行う。

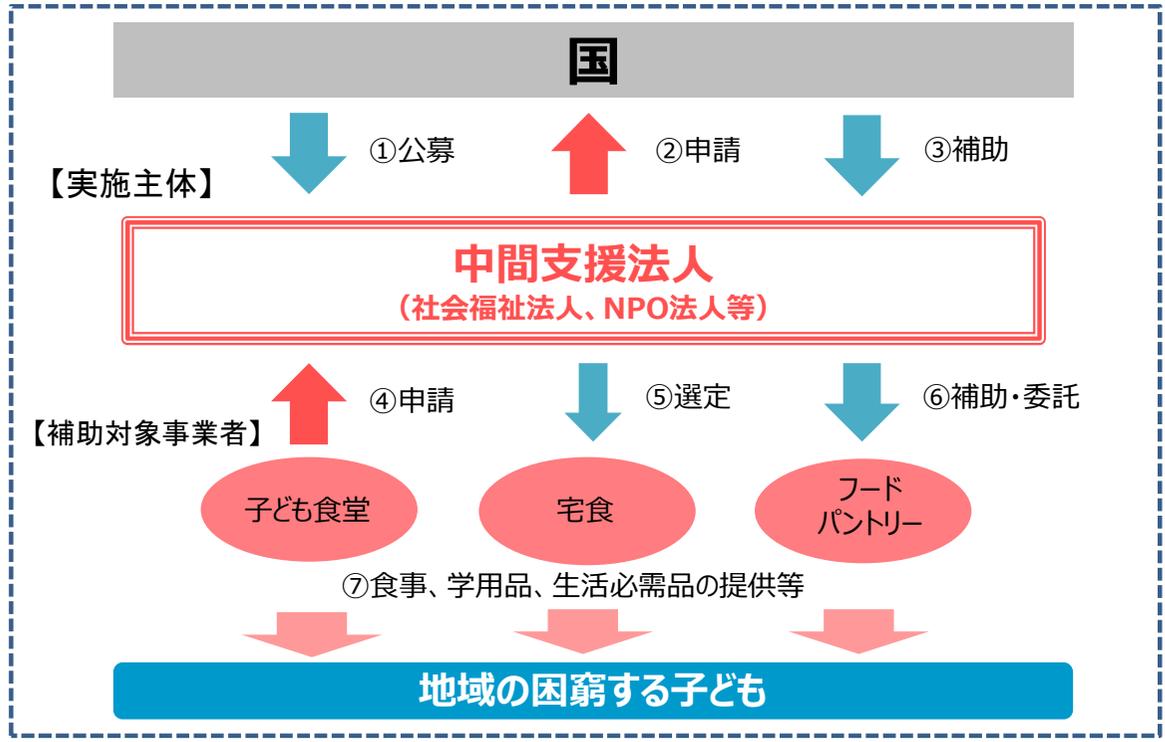
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

ひとり親家庭を始めとする要支援世帯の子ども等を対象とした、子ども食堂等を実施する事業者に対して広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体を公募・選定し、その取組を支援することにより、子どもの貧困や孤独・孤立への緊急的な支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【実施主体】
民間団体(社会福祉法人、NPO法人等)

【補助対象事業者】
ひとり親家庭を始めとした要支援世帯の子ども等を対象に、食事や食品・食材の提供等を行う子ども食堂や子ども宅食、フードパントリー等

【補助割合】
定額 (10/10相当)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

ひとり親家庭を始めとする要支援世帯の子ども等を対象に食事の提供等を行う子ども食堂等の取組を支援することにより、子どもの貧困や孤独・孤立への緊急的な支援が図られる。

施策名: HPV相談支援体制・医療体制強化事業

① 施策の目的

HPVワクチンにかかる相談支援体制及び医療体制の強化を行う。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

HPVワクチンについては、本年4月より積極的勧奨を再開したことから、今後、当該ワクチンの接種等に関する相談や検討すべき症例等の増加が見込まれる。そのため、早期に協力医療機関の質の向上及び均てんかを図る必要があることから、全国各ブロックに拠点となる医療機関の選定を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

1. 主な事業内容

(1) 医療機関との連携の構築

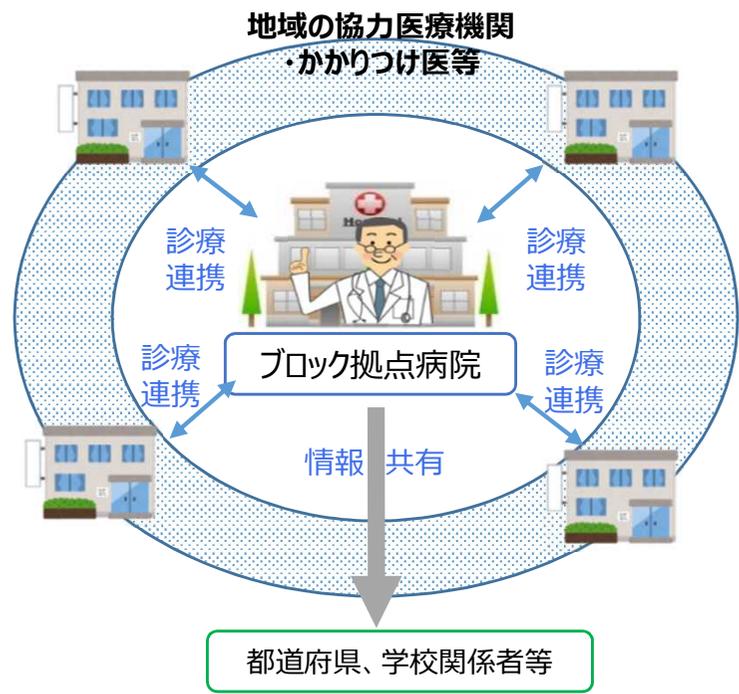
ブロック内の協力医療機関と連携を構築し、研修会等の実施を通して、ブロック内での事例を共有したり、最新の知見を共有したりすることにより、よりよい診療体制の構築に寄与する。

(2) 都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携

都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携を構築し、予防接種に関する情報やブロック内の診療状況等に関する情報の提供を行うとともに、適宜相談に応じる。

2. 実施主体

公募により実施



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

協力医療機関の連携等が進むことにより、HPVワクチンにかかる相談支援体制及び医療体制の強化が図られる。

施策名： 生活困窮者自立支援の機能強化事業

① 施策の目的

コロナ禍での物価高騰への対応や、緊急小口資金等の特例貸付の借受人、生活困窮者自立支援金の終了者等へのプッシュ型による支援を強化するため、柔軟な相談支援を行うための体制強化等を行い、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

③ 施策の概要

事業内容

各自治体において、コロナ禍における物価高騰への対応や、生活困窮者自立支援金の受給者を含む特例貸付の借受人へのプッシュ型によるフォローアップ支援を強化するため、柔軟な相談支援体制を整備する等、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行うための以下の事業を実施する。

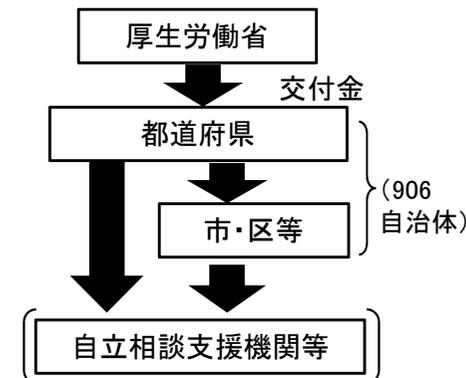
- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)の強化
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ④ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- ⑤ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑥ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑧ 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備
 - ・ 地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの設置
 - ・ 支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援
- ⑨ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
906自治体)

補助の流れ



補助率

- ①～⑦、⑨ 国 3/4
⑧ 国 10/10

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮される方々等に対する自立支援を促進する。

施策名：生活困窮者等支援民間団体活動助成事業

① 施策の目的

孤立・孤独に陥る危険性の高い生活困窮者やひきこもり状態にある者、生活困窮家庭の子どもに対する支援活動を実施する民間団体の取組を支援する。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

孤独孤立対策として生活困窮者及びひきこもりの状態にある者、生活困窮家庭の子どもに対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の取組について、当該支援活動に対する助成を行う。

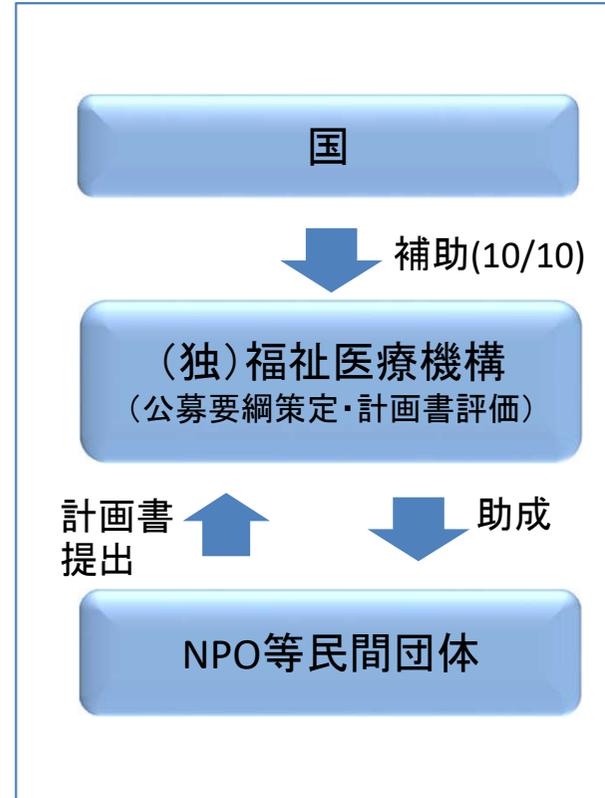
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)助成先
孤独・孤立対策に取り組むNPO等民間団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人その他法人格を有すること)

(2)助成対象事業
① 孤立・孤独に陥っている生活困窮者及びひきこもり状態にある者、生活困窮家庭の子どもに対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供その他生活上の支援を行うことにより、生活困窮者等との社会的つながりを構築・維持する事業
② 上記の困窮者等の支援を行う民間団体に対して、支援活動の実施にあたっての助言、ネットワークの構築等の中間的支援を行う全国団体に対する助成を行う事業

(3)実施方法
福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業への補助の中で「コロナ禍における生活困窮者及びひきこもり支援、生活困窮家庭の子どもに係る民間団体活動助成事業」を実施する。

(4)助成額
① 全国的な支援活動を行う団体 上限2000万円
② 都道府県内での支援活動を行う団体の支援活動 上限700万円



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮される方々に対する各種支援策が、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施される。

施策名: 居住生活支援加速化事業

① 施策の目的

不安定居住者等の居住支援ニーズが高まっている状況を踏まえ、自治体の居住支援の取組を加速化させることで、住居を失うおそれが生じている生活困窮者の安定した住まいの確保を図る。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

住居を失うおそれが生じている生活困窮者の安定的な住まいを確保するため、居住後も継続的にきめ細かな支援を行う先進自治体の取組を支援し、全国にその取組を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体) ※社会福祉法人、居住支援法人、NPO法人等へ委託可

【補助率】 10/10(国庫補助基準額の上限あり)

【支援対象者】 住居を失うおそれが生じている生活困窮者

【事業内容】 以下①～⑤の取組のうち、①及び②は必須とし、住まいの相談員を配置すること。また、取組にあたっては、自立相談支援機関と連携すること。

- ①入居支援 相談、不動産業者への同行、物件や家賃債務保証業者の斡旋の依頼、入居契約等の手続き支援
- ②居住安定の継続支援 訪問等による見守りや生活支援、相談内容に応じて関係機関やインフォーマルサービス等への繋ぎ(ハローワーク、生活援助サービス等)
- ③互助の関係づくり 地域住民とのつながりの構築支援(サロンやリビング、空き家を活用した交流施設 等)
- ④地域づくり関連業務 関係機関と連携した社会資源(公営住宅、空き家、他施設等)や担い手の開拓
- ⑤その他 地域の居住支援ニーズの把握、住宅部局・福祉部局等の関係機関による共通アセスメントシートの作成など、①～④の取組に資する業務

【事業スキーム】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮し、住居を失うおそれが生じている生活困窮者のセーフティネットを強化する。

【○自治体、NPO等による生活困窮者支援・自殺対策の取組等への支援】

施策名：自治体、NPO等による自殺対策の取組への支援

① 施策の目的

- 新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響から、自殺の要因となりにかねない経済、雇用、暮らしや健康問題等の悪化による自殺リスクの高まりが懸念されていることから、自殺防止に関する電話やSNSを活用した相談体制等の更なる強化等を実施する。
- また、依然として、社会的孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されていることから、民間団体が行う自殺防止に関する取組を支援する。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	○

③ 施策の概要

1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自殺防止対策の強化(都道府県・市町村)

(1) 相談体制の拡充

- 電話・SNS相談
 - ・行政機関が行う電話、LINEやウェブチャット等のSNSを活用した相談体制の強化と相談者の状況に応じた支援情報の提供
- 対面相談：関係行政機関において、専門性を活かした相談など、自殺予防関連の相談会の開催等の体制を強化



(2) 自殺未遂者や自死遺族に対する支援の強化

- 自殺未遂者に対する継続的な相談支援
- 自死遺族等への相談支援や自助グループの活動支援



(3) 相談員等の養成及び情報発信の強化

- 自殺防止相談等に携わる人材の養成
- 相談窓口や必要となる支援情報の積極的な周知

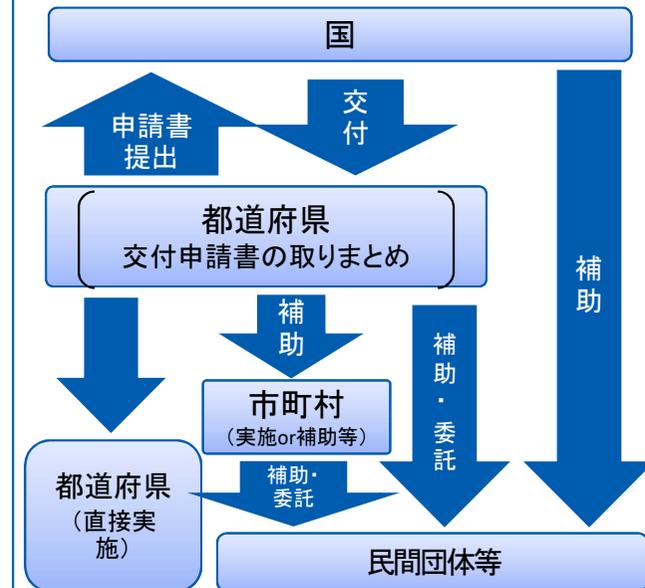


2 孤独・孤立対策のための自殺防止対策の強化(民間団体)

- 相談体制の強化：民間団体が実施する電話や、LINE、ウェブチャット、チャットボット等のSNSを活用した相談体制の強化
- 相談員等の養成：電話やSNS等に適切な対応と支援を行うための人材の養成
- 自殺防止対策の情報発信の強化：自殺相談窓口等に関する積極的な周知

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 実施主体：都道府県・市町村、民間団体
- 補助率：国：3/4(都道府県・市町村)
：10/10(民間団体)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

自治体、NPO等による電話やSNSを活用した相談体制の更なる強化等を図ることで、自殺者数の減少に資する。

【○水道施設、医療施設、社会福祉施設等の耐災害性強化、災害復旧への支援等】

施策名：安全・安心な水道の整備
 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

令和4年度第二次補正予算案 371億円
 ※国交省計上分含む

医薬・生活衛生局水道課
 (内線4036)

① 施策の目的

地域活性化の実現のため、社会経済活動等の根本を支えるインフラである水道の基盤強化を推進する。
 また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、水道施設(浄水場等)の耐災害性強化対策及び上水道管路(基幹管路)の耐震化対策を推進することにより、安全・安心な水の供給体制を実現する。

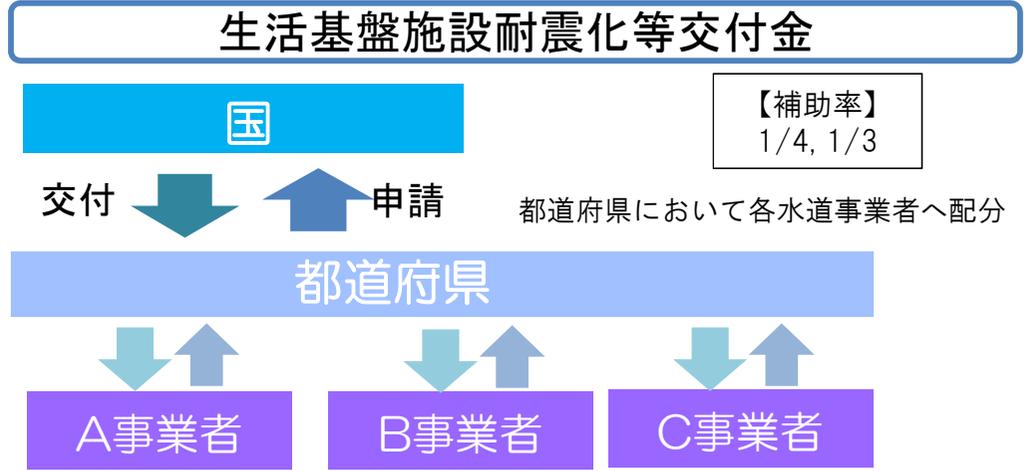
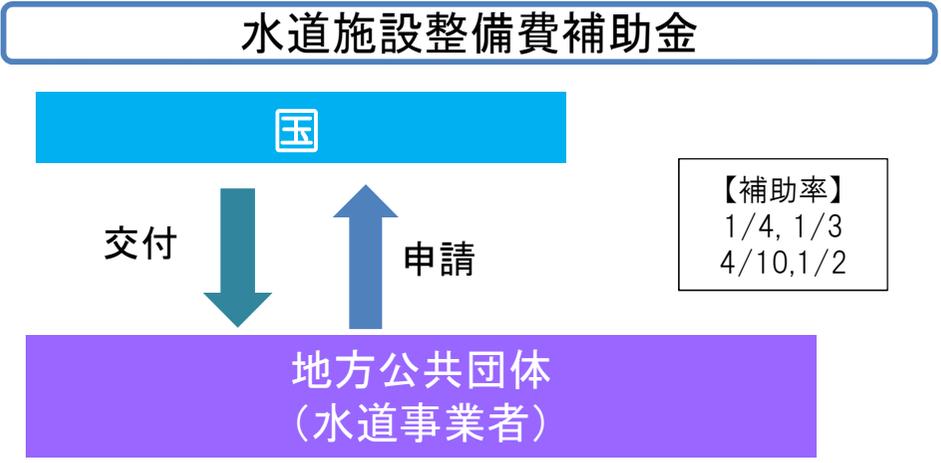
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
	○		○

③ 施策の概要

緊急時用連絡管等の整備や水道事業の広域化に伴う施設整備、IoT・新技術を活用した業務の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現に加え、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、地方公共団体が実施する浄水場等の停電対策・土砂対策・浸水対策等の耐災害性強化対策及び上水道管路(基幹管路)の耐震化対策を図るための施設整備等に必要な経費について、財政支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

国民生活や社会経済活動の根本を支えるインフラである水道の基盤強化の推進は、地域経済活性化の実現に必要であり、ひいては国民生活の安全・安心の確保につながる。また、水道施設の耐災害性強化及び上水道管路(基幹管路)の耐震化を図ることにより、災害による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減することができる。

【〇水道施設、医療施設、社会福祉施設等の耐災害性強化、災害復旧への支援等】

令和4年度第二次補正予算案 32億円

医政局地域医療計画課(内線2548、2771)

施策名: 医療施設等の耐災害性強化

① 施策の目的

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)等を踏まえ、災害時における医療提供体制を強化するため、防災・減災対策に関する施設整備等を行う。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

③ 施策の概要

医療施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

	医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	医療施設浸水対策事業	医療施設非常用自家発電装置施設整備事業	医療施設給水設備強化等促進事業	医療施設等耐震整備事業	災害拠点精神科病院施設整備事業	災害拠点精神科病院等設備整備事業
実施主体	倒壊の危険性のあるブロック塀を保有する病院	ハザードマップ等による洪水・雨水出水・高潮の浸水想定区域や津波被害警戒区域に所在している①公的病院・診療所、②救命救急センター、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所、地域医療支援病院、特定機能病院、ほか政策医療実施機関			民間等の病院(災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物(Is値0.3未満)を有する病院)	災害拠点精神科病院	災害拠点精神科病院、DPAT先遣隊を有する病院
補助率等	1/3(国1/3、事業者2/3)	0.33(国0.33、事業者0.67)	0.33(国0.33、事業者0.67)	0.33(国0.33、事業者0.67)	0.5(国0.5、事業者0.5)	0.5(国0.5、事業者0.5)	1/3(国1/3、事業者2/3)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療施設等の耐震化整備等を支援し、防災・減災、国土強靱化を推進する。

【○水道施設、医療施設、社会福祉施設等の耐災害性強化、災害復旧への支援等】 令和4年度第二次補正予算案 201億円

施策名：防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等(社会福祉施設等)

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

① 施策の目的

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)等を踏まえ、社会福祉施設等の利用者等の安全を守るため、防災・減災対策に関する施設整備を行う。

③ 施策の概要

社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

	児童福祉施設等	保育所等	障害者支援施設等	高齢者施設等	隣保館	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関
実施主体	都道府県 市区町村	市区町村	都道府県 政令指定都市 中核市	都道府県 市区町村	市町村	独立行政法人国立病院機構
補助率	定額 国(1/2相当、児童館は 1/3相当)	国1/2、市区町村1 /4、事業者1/4	国1/2、都道府県・政令 指定都市・中核市1/4、 設置者1/4	定額 国1/2、都道府県・市町村 1/4、事業者1/4	国1/2、政令指定都市・中 核市1/2 又は 国1/2、府県1/4、市町村 1/4	国 10/10
補助対象となる改修	①耐震化整備 ②非常用自家発電設備 整備 ③ブロック塀等改修整備 ④水害対策強化	①耐震化整備 ②非常用自家発電設備 整備 ③ブロック塀等改修 整備 ④水害対策強化	①耐震化整備 ②非常用自家発電設備 整備 ③ブロック塀等改修整備 ④水害対策強化	①耐震化整備 ②非常用自家発電設備 整備 ③ブロック塀等改修整備 ④水害対策強化	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備	①耐震化整備

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉施設等の耐震化整備等を支援し、防災・減災、国土強靱化を推進する。

【○水道施設、医療施設、社会福祉施設等の耐災害性強化、災害復旧への支援等】

施策名:水道施設、医療施設、社会福祉施設等への災害復旧支援(施設整備)

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

① 施策の目的

災害により被害を受けた各施設について、早期の復旧を推進する。

③ 施策の概要

災害により被害を受けた各施設の速やかな復旧を図るため、各施設における災害復旧事業に要する事業費の一部について、財政支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

対象施設		水道施設	医療施設	社会福祉施設等		
		・取水、貯水、導水、浄水、送水、配水に必要な施設	・医療機関(公的医療機関、政策医療実施機関) ・医療関係者養成施設 等	・保育所、認定こども園、小規模保育事業所 等	・障害者支援施設 等	・特別養護老人ホーム、養護老人ホーム 等
補助率等	原則	1/2	1/2	1/2 又は 1/3	①直接補助 国1/2、都道府県等1/2 ②間接補助 国1/2、都道府県等1/4、設置者1/4	特別養護老人ホーム・養護老人ホーム等の場合： 国1/2、都道府県・政令指定都市・中核市1/4、事業者1/4
	激甚災害として指定された場合等	2/3	・公的医療機関 2/3に引き上げ ・政策医療実施機関 交付対象施設の基準額 の上限撤廃	1/2 + α 又は 1/3 + α	国の補助率 1/2 + α	特別養護老人ホーム・養護老人ホームの国庫補助率を国・都道府県等5/6、事業者1/6に引き上げ

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

災害により被害を受けた各施設を早期に復旧するための財政支援を行うことにより、被災地の復旧・復興を加速させ、国民生活の安全・安心に貢献する。

施策名:社会福祉施設等への災害復旧支援(設備整備)

① 施策の目的

災害により被害を受けた社会福祉施設等について、早期の復旧を推進する。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

③ 施策の概要

災害により被害を受けた社会福祉施設等の速やかな復旧を図るため、社会福祉施設等における災害復旧事業に要する費用の一部について財政支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

	児童福祉施設等	障害福祉施設等	介護サービス事業者等
実施主体	都道府県、政令指定都市、中核市		
補助率	定額		
補助対象	令和4年8月1日から22日までの間の豪雨及び暴風雨		



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

災害により被害を受けた社会福祉施設等を早期に復旧するための財政支援を行うことにより、施設利用者等に対する安全・安心なサービス提供の継続を確保する。

施策名：国連・障害者の十年記念施設の中央監視盤の機器更新等

① 施策の目的

国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)について、大規模災害時の後方支援機能等、期待される役割を果たせるよう、中央監視盤の更新等を行う。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

③ 施策の概要

国連・障害者の十年記念施設(ビッグ・アイ)の中央監視盤やスプリンクラー制御機器等、各設備について導入から20年以上を経過し不具合が生じていることから、機器の更新等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)の概要

- ・所在地 大阪府
- ・施設規模 地下1階地上3階建(敷地面積 7,901㎡、延床面積 11,917㎡)
- ・主な設備 多目的ホール(客席最大約1,500席、車椅子利用の場合約1,000席
(うち車椅子席最大約300席))
大・中・小研修室、バリアフリープラザ(情報・相談コーナー)、
宿泊室(35室)、レストラン、駐車場
- ・設置主体 国(土地は大阪府所有地の貸与を受けている。)
- ・運営主体 ビッグ・アイ共働機構に委託(公募により選定)
- ・開設年月日 平成13年9月18日

	項目	金額
1	中央監視盤の機器更新等	26百万円
2	スプリンクラー制御機器の更新	25百万円
3	多緞帳等昇降インバーターの機器更新	5百万円
4	客室ドアの電子錠の更新	45百万円

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)は、大規模災害時の後方支援機能を担う事業を実施しており、必要な機器の更新等を行うことにより、障害者をはじめとする国民の安全・安心の確保を図る。

【○水道施設、医療施設、社会福祉施設等の耐災害性強化、災害復旧への支援等】
施策名：障害者の社会参加及び地域移行を推進するための受け皿等の整備事業

① 施策の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、計画的な施設等の整備、入所者等の福祉の向上を図る。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、自治体の整備計画にもとづく整備を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助率

国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、設置者 1 / 4

実施主体

都道府県、指定都市、中核市



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

自治体の整備計画にもとづくグループホーム等の整備を推進することで、障害者の社会参加や地域移行を推進し、障害者の福祉の向上を図る。